衆二 議院 大	(第一類 第一号)
閣	
委	
員	
会	
議	
録	
第	
五.	

11-7 555 7-17						3
勝目 康君	照 仁 君	松元	局長) (個人情報保護委員会事務 政府参考人	義考君	新藤	(経済財政政策担当)(経済再生担当)
辞任	賢吾君	茂 呂	(内閣府大臣官房審議官)政府参考人			国務大臣
]   櫛渕 万里君	貴晃君	畠山	(内閣府大臣官房審議官) 政府参考人	万里君	櫛渕	大石あきこ君
斎藤アレックス君			(	林太郎君	緒方は	塩川 鉄也君
浅川 義治君	宏彰君	原	(可見) (可見) (可見) (可見) (可見) (可見) (可見) (可見)	義弘君	鈴木	斎藤アレックス君
中曽根康隆君	陽 一 君	木	(内閣法制局第一部長)	<b>外美子君</b>	吉田	河西 宏一君
川崎ひでと君	-	; f	政府参考人	寛紀君	住吉	浦野 靖人君
容三	依子君	滝澤	審議官)	義治君	浅川	
上杉謙太郎君				生君	山岸	馬淵 澄夫君
辞任	和孝君	中溝	(内閣官房内閣審議官)	知史君	本庄	
日			效疗参考人	一馬君	中谷	山本ともひろ君
大石あきこ君	創君	皇山陽	長)	かれん君	牧島	本田 太郎君
浅野 哲君	3	ĺ		正二郎君	平沼工	平井 卓也君
阿部 司君	-			昭二君	西田	中曽根康隆君
田 太郎	里 和 君	坂本	(内閣官房新しい資本主義政府参考人	慎君	土田	髙木 啓君
田			本部事務局次長)	将明君	平	鈴木 英敬君
啓	学君	井上	(内閣等房国際博覧会推進	水脈君	杉田	神田 潤一君
泉田 裕彦君			政府参考人	ひでと君	川崎	金子 容三君
辞任			務・サービス審議官)(経済産業省大臣官房商	康君	勝目	大野敬太郎君
十一月十七日	正君	茂木	本部事務局事務片景代理的	英男君	大西	上杉謙太郎君
委員の異動			(内閣宮房国祭博覧会推進)政府参考人	裕彦君	泉田	池田 佳隆君
			策本部国内調整統括官)	俊郎君	井野	十嵐
内閣委員会東	功哉君	武藤	(内閣官房TPP等政府対政所参考)	賢一君	理事 庄子	
急事態対策監	<b>非</b>	7 **	女好参考人	修二君	理事 稲富	理事 青柳陽一郎君
政府参考人	石	5 ‡	<b>崔鞐大豆汝务</b> 	二郎君	理事 鳩山	理事 中山 展宏君
(財務省主計	慎君	土田	兼为閣府大臣政務官デジタル大臣政務官	博之君	理事 富樫	坂本 哲志君
政府参考人	郎君	平沼正	内閣府大臣政務官			
(去務省大豆) 政府参考人	潤一君	神田	大臣政			
(デジタル庁	J		閣府副			午前九時二分開議
政府参考人	召文目	5	デジタル副大臣		ı)	令和五年十一月十七日(金曜日)
			1			

内閣委員会専門員	急事態対策監) (原子力規制庁長官官房緊政府参考人	(財務省主計局次長)政府参考人	(法務省大臣官房審議官)政府参考人	(デジタル庁審議官)政府参考人
尾本	古金公	前田	松井	蓮 井
高広君	古金谷敏之君	努君	信憲君	智哉君

補欠選任

本土田田 尚 木 泉田 八石あきこ君 裕彦君 太郎君 啓君 慎君 川崎ひでと君 中曽根康隆君 金子 容三君 櫛渕 万里君 斎藤アレックス君 浅川 義治君 上杉謙太郎君

上杉謙太郎君 補欠選仟 勝目

髙木 土田 五十嵐 清君 慎君 啓君

そのように決しました。

○星野委員長 御異議なしと認めます。よって、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

阿部

司君

鈴木 義弘君

大石あきこ君

補欠選任

本田 泉田 裕彦君 太郎君 哲君

第一

類第一号

内閣委員会議録第五号 令和五年十一月十七日

井林 辰憲君

(デジタル庁審議官)政府参考人

田

直彦君

義弘君

国務大臣 内閣府副大臣

> $\mathcal{H}$ 号

本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件 内閣の重要政策に関する件(経済財政政策・C の整備に関する法律案(内閣提出第九号) 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律 官報の発行に関する法律案(内閣提出第八号)

PTPP等)

○星野委員長 これより会議を開きます。

に関する法律案の両案を一括して議題といたしま の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 内閣提出、官報の発行に関する法律案及び官報

この際、お諮りいたします。

が、御異議ありませんか。 の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます 省大臣官房商務・サービス審議官茂木正君外八名 際博覧会推進本部事務局事務局長代理兼経済産業 手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房国 両案審査のため、本日、政府参考人として、お

○星野委員長 これより質疑に入ります。

す。鈴木英敬君。 質疑の申出がありますので、順次これを許しま

鈴木英敬であります。 ○鈴木(英)委員 おはようございます。自民党の

皆さんに、心から感謝申し上げたいと思います。 の担務も丁寧かつ真摯に御対応いただきまして、 おありの中、この官報電子化法案を含め、いずれ 質問の機会をいただきました委員長、理事始め 自見大臣におかれましては、たくさんの担務が

りましたし、同世代でもある方が今大臣をされて すことを心から祈念をしたいと思います。 いること、本当にうれしく思っておりまして、引 心から敬意を表する次第であります また、同時期に政務官もやらせていただいてお 激務かと思いますが、御活躍いただきま

共に更に推進していくべきということ、もう一つ 政改革や法制事務のデジタル化、これを国、地方 要があるということ、これらを中心に質問を行っ ティーやプライバシー対策、これに万全を期す必 は、それらを進める上で必須となるセキュリ ていきたいと思います つの契機として、岸田政権が進めるデジタル行財 さて、今回は二つの視点、一つは、本法案も一

それでは、質問に入ります。

申請などにおいて紙の官報が提出をされていまし ている規定が存在をしていました。インターネッ で、商業登記法など十二の法律等において、公告 ことから、年間約一万四千件程度、会社等の登記 ト版官報は紙の官報と同等の権威づけがなかった したことを証する書面として紙の官報を提出させ 内閣府の調査によりますと、令和五年一月時点

報とインターネット版官報の同一性確保が徹底さ 望を踏まえ、令和五年一月の閣議了解で、紙の官 の提出が認められることとなりました。 このような状況に対しまして、経済界からの要 登記申請などにおいてインターネット版官報

ういう喫緊の課題がある中で、業務改善に寄与す るいは生産性を向上していかないといけない、そ るものであると考えております。 こうした措置は、今企業で、人手不足とか、 あ

点も含めて答弁していただきたいと思います。 る意義や理由について伺います。特に、デジタル 行財政改革や法制事務のデジタル化を推進する観 そこで、その上で、改めて今回の法整備に関す

お答えいたします

法令の公布等に用いられる官報を電子化するこ 法制分野のデジタル化の基盤となることを

改革にも資するものと思っております。 組でございます。また、御指摘のデジタル行財政 我が国のデジタル化にとって象徴となる取

されることが期待されるというふうに考えており 便性向上や行政の業務効率化に資する取組が促進 可読なデータの提供が容易となるなど、国民の利 も無料で官報を閲覧することが可能となります。 ウェブサイトを通じまして国民がいつでもどこで の公布等が電子的に完結をし、法令の公布等がさ れた時点が明確化されるということ、それから、 また、官報の電子化によりまして、今後、機械 具体的には、官報の電子化によりまして、法令

以上でございます

ジタル化において大変重要な意義であると思いま う、利便性の向上ということで、まさにこれもデ すし、いつでもどこでも国民が利用できるとい 度設計、運用も引き続きやっていきたいと思いま ありますので、是非しっかり、それに基づいた制 ○鈴木(英)委員 デジタル化の象徴ということで

取組の支援、 会提出法案におけるデジタル原則への適合性を確 革会議に発展的に改組されたところであります。 するため、デジタル臨調自体はデジタル行財政改 デジタル田園都市国家構想を含めたデジタル行財 月、岸田総理のリーダーシップの下、行政改革や 革の一環として取組が進められました。一方、先 会、いわゆるデジタル臨調によるデジタル規制改 の整備など、これまでのデジタル臨調の取組に関 認するデジタル法制審査、地方公共団体における 政改革を国、地方を通じて一体的かつ強力に推進 いは常駐、専任などのアナログ規制の見直し、国 する進捗について伺いたいと思います そこで、 今回の官報の電子化は、デジタル臨時行政調査 それでは、次の質問に行きたいと思います。 まず、官報の電子化を始め、目視ある テクノロジーマップ、技術カタログ

が出るものではなく、継続的なフォローアップが あわせて、デジタル規制改革は一朝一夕に成果

たいと思います。 のか。デジタルを通じた規制や制度の改革を進め ということでありますから、誰がどのように行う フォローアップは、デジタル臨調がデジタル行財 政改革会議に一つ発展的に改組され、まとまった ていく決意と併せて、 土田政務官に答弁いただき

開催根拠も廃止されたところでございます。 タル臨調は、デジタル行財政改革会議の発足に伴 いまして発展的に改組され、本年の十月に会議の 〇土田大臣政務官 ありがとうございます。 先生今触れていただいたように、いわゆるデジ

るデジタル技術の対応関係を整理、可視化したテ 令等においてデジタル原則への適合性を確認する じたアナログ規制の見直しの推進、また、新規法 できる製品、サービス情報を整理した技術カタロ クノロジーマップや、アナログ規制見直しに活用 デジタル法制審査、アナログ規制とそれを代替す グの公表、先生がおっしゃっていただいたとお るアナログ規制の洗い出しと、工程表の策定を通 それまでに、デジタル臨調では、法令等におけ 取組を進めてきたところでございます。

ジタル庁の方で実施するところという整理になっ 工程表に基づいたフォローアップは、引き続きデ ております。 こうしたデジタル臨調における今までの取組、

取り組んでまいります。 にアナログ規制を一掃するために、 今後も、関係省庁と協力しつつ、来年六月まで 実現に向けて

をいただきました。 〇鈴木(英)委員 土田政務官から大変力強い答弁

うことでありますので、デジタル庁は非常に期待 整備も併せて、是非、土田政務官にはリーダー の大きい組織である一方で、体制、人員がまだま うことをおっしゃっていただきましたから、 し、来年九月にアナログ規制を一掃するんだとい だ不足しているところもありますから、その体制 シップを取ってやっていただきたいと思います デジタル庁でフォローアップを担っていくとい 必要であると考えますが、今後、これらの取組の 実現するべく、 よろしくお願いしたいと思い ま

一と聞きづらかったかもしれない、 ○鈴木(英)委員 来年の六月ということでありま て、六月末です。 〇土田大臣政務官 済みません、今私が、ちょっ 九月ではなく

をし、地方の業務の効率化、 ジネス・プロセス・リエンジニアリングを進めて うふうに思っていまして、それによるBPR、ビ 体にしっかりつなげていくことが大事であるとい は、自治体の条例、規則、 いくということが大事だと思います。 く、今後の技術革新に対応できる仕組みを構築す AWSとの連携等による法制事務のデジタル化自 るとともに、法制執務業務支援システム、e-L 紙の官報を電子官報に単に置き換えるだけではな また、法制事務のデジタル化による業務改善 大事なことは、今回の法整備を契機に、現在の それでは、次の質問に行きたいと思います 公報等の業務にも関連 迅速化にもつながる

例などを作っていく法制事務は非常に手間もか 私も知事を経験させていただいていまして、条

国の取組を地方に広げていくことが重要で

を伺いたいと思います。 いって、地方の業務の効率化、迅速化につなげる 状況でありますから、こういう地方にも広げて かっているところでありますし、 どんどんどんどん定数も減っていったりしている ことも大事だと思いますが、 いずれも政府の見解 自治体の職員も

○蓮井政府参考人 お答え申し上げます

ジタル庁等で取り組んでいる法制事務のデジタル た官報電子化の基本的考え方におきましても、 報の電子化を法制事務のデジタル化につなげてい 知をしておりまして、委員の御指摘のとおり、 化との連携について御提言をいただいていると承 くこと、これは極めて重要と認識しております。 現在、デジタル庁では 官報の電子化検討会議でも取りまとめられまし デ

推進したいと考えてございます。 御事務の効率化などを含む法制事務のデジタル化を で、法制事務の業務フローの見直しに向けた調査 ピングなどに取り組んでいるところでございま ピングなどに取り組んでいるところでございま で、官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をす。官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をす。官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をす。官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をす。官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をす。官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をす。官報電子化の取組とも連携をし、官報入稿の をするころでございます。

また、委員御指摘がございました地方自治体にまた、委員御指摘がございました地方自治体といいますが、条例案の資するよう、引き続きでございますが、条例案の策定に関する事務のデジタル化に取り組んでおられる地方自治体と密接に意見交換などを行うととれる地方自治体と密接に意見交換などを行うととれる地方自治体と密接に意見交換などを行うとといいました地方自治体にまいりたいと考えております。

○鈴木(英)委員 実は、蓮井審議官は私の元上司 ○鈴木(英)委員 実は、蓮井審議官は私の元上司 まっていで、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室で、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室で、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室で、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室で、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室でで、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室でで、経済産業省大臣官房総務課法令審査委員室でで、経済産業をは、一つでは、対している。

への対応について伺いたいと思います。ここからはセキュリティーとかプライバシー保護それでは、次の質問に行きたいと思いますが、

います。

や国の法整備におきましては、暗号化等の安全にます。

の対応等により内閣総理大臣が作成したことを確実に確保する措置や、改変の有無性や信頼性を確実に確保する措置や、改変の有無性や信頼性を確実に確保する措置や、改変の有無

や、掲載内容に対する改変を防止するための対策ウェブサイトに対するサイバー攻撃からの防御策けでありますが、まず、官報を掲載する内閣府のめておりまして、特に関心を持ってお聞きするわ下、サイバーセキュリティーPTの事務局長を務下、サイバーセキュリティー

○自見国務大臣 お答えいたします。 見大臣に政府の対応をお伺いしたいと思います。 見大臣に政府の対応をお伺いしたいと思います。 自己の対応を行っていくべきと考えますが、自 について、NISC等も含めた関係省庁と連携し

官報は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に官報は、国の法令や公示事項を掲載しているところを十分に講じる必要があると認識しているところでございます。

対策を講じているところであります。
対策を講じているインターネット版官報の配信におおましては、政府のサイバーセキュリティ戦略本部が策定をいたしました政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づき、適切なセキュリティー機能を実装したシステムの整なセキュリティー機能を実装したシステムの整なセキュリティー機能を実装したシステムの整なセキュリティー機能を実したシステムの整なセキュリティー機能を実したシステムの整なセキュリティーを表

官報電子化後の官報の編集及び発行におきましても、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリーでも、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリ機関と連携しながら必要なサイバーセキュリーででである。

特にでありますが、官報の改変のリスクに対応する観点からは、現行のインターネット版官報のでタイムスタンプを活用することとしており、万でタイムスタンプを活用することとしており、万で改変された場合にも、改変を検知して、その旨を分かりやすく表示する機能を付与しているところでございます。

まいりたいと考えております。
技術を活用することも含め、万全の対応を取って技術を活用することも含め、万全の対応を取って策を講ずることとしておりまして、今後更に先端官報電子化後の官報の発行においても同様の対

○鈴木(英)委員 自見大臣から大変心強いお言葉 をいただきましたが、あらゆる脅威に対応してい をいただきましたが、あらゆる脅威に対応してい は、英)委員 自見大臣から大変心強いお言葉

こ思います。とも、是非体制を整えていただきたいというふういう戦略的コミュニケーションを取るかというこいう戦略的コミュニケーションを取るかというこさも、万全に、改変されないように措置を講なことは、万全に、改変されないように措置を講

の いと思います。 に、次の質問に関連しますので、その質問をした に、次の質問に関連しますので、その質問をした に、次の質問に関連しますので、その質問をした に、次の質問に関連しますので、その質問をした

まさに自見大臣もおっしゃっていただいたように、先端技術、この改変技術とそれを防止するための技術は日々猛烈なスピードで進歩をしております。これらの進歩する技術動向にアンテナを高くしつつ、その動向に合わせて対策を迅速に見直し、その時点時点で最適な技術を採用していくというプロセスが必要であるというふうに考えておりますが、改変防止技術の更新、見直しの考えていっていてお伺いしたいと思います。

○原政府参考人 お答えいたします。

をいうふうに認識をしております。 はないというふうなことで、非常に大変なことだはないというふうなことで、非常に大変なことだいる。 とどまることを負御指摘のとおり、改変技術とその防止の技

こうした技術中立化した法制度の下で、具体的医都度定めるということにしてございます。の技術を法律上規定することなく、内閣府令で都の技術を活用できるようにするため、特定的に先端技術を活用できるようにするため、特定の大め、電子署名及びタイムスタンプといってのため、電子署名及びタイムスタンプといっていため、電子署名及びタイムスタンプといっていため、電子署名及びタイムスタンプといっていため、電子署名及びタイムスタンプといっていため、電子署名及びタイムスタンプといっていた。

○鈴木(英)委員 今、原官房長がおっしゃっている うことを確認できたということは大変意義がある うことを確認できたということは大変意義がある うことを確認できたということは大変意義がある といたとおり、技術が進歩していくので技術中 ただいたとおり、技術が進歩していくので技術中

応についてお聞きしたいと思います。それでは、続いては、センシティブ情報への対

不可欠です。

不可欠です。

の氏名や住所などのセンシティブ情報も含まれての氏名や住所などのセンシティブ情報も含まれての氏名や住所などのセンシティブ情報も含まれての氏名や住所などのセンシティブ情報も含まれて

そこで、破産者の氏名や住所などのセンシティで容易かつ簡便に不特定多数の者が取得できるような結果にならないよう留意する必要があると考めな結果にならないよう留意する必要があると考しな話果にならないよう留意する必要があると考しない。その対策についてお伺いしたいと思いるますが、その対策についてお伺いしたいと思いるますが、その対策についてお伺いしたいと思いるます。

## ○原政府参考人 お答えいたします。

破産公告を始めとする官報掲載事項については、一般国民に周知させるために官報に掲載されるものでございますけれども、特に、氏名や住所等を含むプライバシー情報については、官報の電等に出い、インターネットの特性といたしまして、これらの情報の加工、流用や目的外利用の危険性が高まることに留意する必要があると考えてございます。

このため、内閣府のウェブサイトで官報掲載事このため、内閣府のウェブサイトで官報掲載事で適切な対応を講ずることといったプライバシー情報を永続的推置を講ずるとといったプライバシー配慮のための推置を講ずるとといったプライバシー配慮のための推置を講ずるとといったプライバシー配慮のための推置を講ずるとともに、今後の技術の進展に応じ措置を講ずるとともに、今後の技術の進展に応じ措置を講ずるとともに、今後の技術の進展に応じ措置を講ずるとともに、今後の技術の進展に応じ措置を講するとともに、今後の技術の進展に応じ措置を講することといたしてございま

な技術について将来において適宜見直し、その時

点において最適な技術を採用していく考えでござ

います。

んでまいりたいと思っております。関係省庁とも連携しながら、適切に取り組の機能を適切に果たしていくことが重要でございの機能を適切に果たしていくことが重要でございけっていかしている。

○鈴木(英)委員 今、画像、抽出とかテキストの鈴木(英)委員 今、画像、抽出とかテキストで、検索でできないようにするというふうにおっていきますので、その点の技術のところも、との前の御答弁いただいたことと併せてしっかりたしていきますので、その点の技術のところも、との前の御答弁いただいたことと併せてしっかりたいさいますが、そのしゃからがありがありできないようにするというふうにおっていただきたいと思います。

次の質問です。

必要と考えますが、いかがでしょうか。

必要と考えますが、いかがでしょうか。

必要と考えますが、いかがでしょうか。

必要と考えますが、いかがでしょうか。

必要と考えますが、いかがでしょうか。

# 〇松井政府参考人 お答え申し上げます。

えております。ところによるものと考護に関する法律の規律するところによるものと考がのように扱うべきかについては、個人情報の保の情報に関して、その情報を取得した者がこれをの情報に関して、破産法に基づき公告された個人

## 〇松元政府参考人 お答えいたします。

個人情報保護委員会におきましては、これまでは、の対応を行ってきているところでございままづく勧告、命令、関係捜査機関への告発を行うにつきまして、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利は誘発するおそれがある方法により個人情報を利は誘発するおそれがある方法により個人情報を利は誘発するおそれがある方法により個人情報を利は誘発するおそれがある方法により個人情報を利はいるところでございません。

○鈴木(英)委員 ありがとうございます。 合は、同法に基づき厳正に対応してまいります。 うな個人情報の不適正利用等の事案が発生した場 当委員会といたしましては、今後とも、このよ

が正に対応していくという姿勢を表明していただいたことは大変重要であると思いますが、それをしっかり確実に、かつ迅速に運用していく、被害が広がらないように早期に検知をして早期に対感していくということが重要でありますが、それの点も含めて厳正に対処をこれから是非やっての点も含めて厳正に対処をこれから是非やっていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

官報が創刊されました明治十六年と現在とでは、社会における情報提供の在り方自体を見直すの容を始めとした情報提供の在り方自体を見直するであると考えています。

はどうかと考えますが、政府の見解を伺います。な、いわゆるデジタルタトゥーとなります。そこで、破産者情報などプライバシーへの配慮が必要な情報に関しては、掲載内容を始めとしたが必要な情報に関しては、掲載内容を始めとしたで、破産者情報などプライバシーへの配慮にも考えられますが、今回の法整備を契機に、ことも考えられますが、今回の法整備を契機に、ことも考えられますが、今回の法整備を契機に、ことも考えられますが、の方自体の見解を伺います。

報に掲載さしているものでございます。 報に掲載されているプライバシー情報等を含む公告につきましては、例えば、不特定多数の者に公告の内容について知らせ、権利行使の機会を与える必要がある場合など、一般に周知させる必要があるようなど、一般に周知させる必要があるとから、個別の法令の規定に基づきましては、官報に掲載さしているものでございます。

性として先ほど御説明いたしましたようなことが掲載する必要がある一方で、インターネットの特しては、引き続き一般に周知させるために官報に電子化後におきましても、これら公告につきま

います。
「います。」
「います。」
「いますので、画像化するでありますとか、期

法施行以後の情報提供の在り方に関しましてよった。

4す。 関係機関と連携の上、適切に取り組んでまいり

○鈴木(英)委員是非、時代の要請、技術動向にす。

について認識を伺いたいと思います。 EU、フランス、ドイツなどでは、我が国より 生による効果と、この十年間に生じた課題など 子化による効果と、この十年間に生じた課題など をとして扱われております。EUにおける官報電 本として扱われております。EUにおける官報電 本として扱われております。EUにおける官報電 本として扱われております。EUにおける官報電

○原政府参考人 お答えをいたします。

ざいます。
対力を有しない電子版を公開していたところでごめ力を有しない電子版を公開していたところでごして発行する一方で、ウェブサイトにおいて法的EU官報につきましては、従前、紙の印刷物と

二〇一三年に、電子版のみが法的効力を有することとする旨の規則によってEU官報が電子化を電子版に法的効力を持たせることで、官報が無料で、辺境の地域も含め、全地域に同時にアクセスで、辺境の地域も含め、全地域に同時にアクセス化の効果として、アクセシビリティーが向上した化の効果として、アクセシビリティーが向上したものと考えられます。

他方、この十年間に特段のデメリットが生じた | 関係

○大きなでおります。
の電子化以降、情報システムの障害によりように承回、書面によって発行されているというふうに承回、書面によって発行されているというふうに承回、書面によって発行されているというふうに承のすががやはり制度上留意すべき点になり計三の対応がやはり制度上留意すべき点になるという。

○鈴木(英)委員 ありがとうございます。

やっていただきたいと思います。やっていただきたいと思います。ときの対応で、一応今回の法律の中にはそういうときの対応も組み込まれていますけれども、是ときの対応も組み込まれていますけれども、是ないが応じまった

このうち、幾つか例を申し上げますけれども、別局についてでありますけれども、現在、内閣府から国立印刷局への委託により官報の発行が行われています。

す。EUのことについてお聞きしたいと思いま

外の動向をちょっと勉強しておきたいと思いま

それでは、最後の質問に行く前に、一点だけ海

だいていると思っています。
れています。それぐらい難しい業務をやっていたれています。それぐらい難しい業務をやっていたとれまで国立印刷局が担ってきた業務はなかな

例えば、東日本大震災におきましては、内閣総に発行をしました。

また、国連安保理におきましてアルカイダの国の資産凍結とかの対応を迅速かつ確実に国内外に示したと思います。

関係する原稿が入稿され、掲示されるまで秘密の当たっては、政府から事前に国立印刷局に対してもう一つ挙げますと、令和の元号の正式告示に

められた時間に掲示することができたという対応 一切情報漏えいすることなく、定

と考えており、それを踏まえた委託を行うことが 取扱者を限定できる等を実行できる者であるべき 必要であると考えておりますが、自見大臣の見解 に応諾する義務、職員の守秘義務、公開前情報の 害対応や安全保障という点に鑑みても、緊急要請 えても、官報事務の受託者については、 そこで、ここまで申し上げたような事例を踏ま 政府の考え方をお伺いします。 大規模災

#### ○自見国務大臣 お答えいたします。

度な技術及び専門性を要するものであります。 の性質上、国の責任の下、継続的かつ正確、確実 幹に関わる極めて重要な役割を果たすという官報 に執行されることが必要不可欠な行政活動であ このため、官報の事務の委託を受ける者に必要 官報に関する事務は、法令の公布等の国家の根 また、正確性及び確実性を担保するための高

要件が示されており、これらのことから、具体的 の場合を含め、正確かつ確実に事務を行うことが の官報電子化検討会議におきましても、緊急事態 ているところでございます。 できること、秘密保全が徹底されることといった な要件については、本法案の検討に先立つ内閣府 には国立印刷局が当該要件を満たすことが示され うことを思っております。 て、順番を少し変えながら伺ってまいりたいとい

りたいと考えております。 と連携して、官報を正確かつ確実に発行してまい することを想定しており、引き続き、国立印刷局 ざいます国立印刷局に官報の編集等の事務を委託 えまして、今後も、公務員型の行政執行法人でご 内閣府におきましても、こうした考え方を踏ま

#### ○鈴木(英)委員 ありがとうございます。

なときにも官報を発行したというような歴史もあ 過去を遡れば、関東大震災のときも、 非常にいろいろな告知を政府がするのは大変 印刷局

そういう意味で、 機能すること、 私も災害の対応とかは知事の 緊急時にしっかり対応でき

様、県民の皆様に伝えていくこと、それを法執行 しっかり対応していただきたいと思います。 とをしっかりできる国立印刷局などと連携して、 ますから、緊急時それから秘密保全、そういうこ ときにもやりましたけれども、緊急時に国民の皆 していくということの重要性は非常に高いと思い

て、私の質問を終えたいと思います。 制度運用をしていただくこと、これらを求めまし 合わせた法制事務のデジタル化も進めるというこ 推進していくということ、それから、国、地方を デジタル行財政改革を今回の法案を機にしっかり 術動向、日進月歩の技術動向に合わせてしっかり と、そして、特にセキュリティーを中心とした技 以上です。ありがとうございました。 以上、今日はるる申し上げてまいりましたが、

#### ○星野委員長 次に、中谷一馬君。

〇中谷(一)委員 立憲民主党の中谷一馬でござい が、感性が近いのか、かなりかぶっておりまし ます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げま 先ほど鈴木委員がるる質問されておりました

非常に問題だなということを思いました。 せていただきまして、これはさすがにやばいな、 たって初めて破産者マップというものを拝見をさ おります。私も、この質問をさせていただくに当 なってしまって恐縮なんですけれども、私も破産 者情報の官報の公表についての問題意識を持って ちょっと先ほどの鈴木委員の更問いみたいに

られたことはありますか。 大臣、ちなみに、この破産者マップは御覧にな

#### はございません。 ○自見国務大臣 私個人がそのサイトを見たこと

者の方がピンでばあっと刺さっているような状態 めて見ましたので。見て思ったことは、本当に、 〇中谷(一)委員 私も余り変わらなくて、今回初 なんですよ。そうなってしまうと、明らかにこの 自分の近所の住所を登録しても、その近所の破産

> シーの機微に関わるようなものでも出てしまって いる現状がある。 いぐらい近くの人の情報が、これだけプライバ もしかしたら顔も分かってしまうかもしれな

ということから考えていかなければならないと思 うんです。 で、そこまで本当に知らせなければならないのか りましたけれども、もうずっと残ってしまうの 代になってから、デジタルタトゥーという話があ こうした問題を考えますと、やはりネットの時

に作られてしまう現状があるということだと思っ ああやって破産者マップというものが非常に簡易 旨の御答弁がありましたけれども、残念ながら、 加工をして、一定の期間にしているんだという趣 ダウンロードしてテキスト化できてしまうから、 CRの技術をささっと使える人であれば、簡単に グーグルドキュメントだったりとか、ちょっと〇 ています。 先ほど参考人の方からも、技術でちょっと画像

と思っているんですが、いかがでしょうか。 携を図っていただいて、リーダーシップを持って 各部門だけでやっていても限界があると思うの か対応し切れていない現状がある。これはやはり か、やはり自分たちの権限が及び切らず、なかな も、残念ながら是正されていないんですね、結果 を講じられているということだったんですけれど を私は行っていただく必要があるんじゃないかな この破産者マップに対することの是正というもの で、そういう意味でいえば、大臣が各省庁との連 として。それは、海外にサーバーがあったりと その中で、今、政府参考人の方から、様々対策

[委員長退席、鳩山委員長代理着席]

○自見国務大臣 御指摘のような事例があること ましては、それぞれの所管省庁の法令の規定等に 掲載されるものでございますので、まずはそれぞ 基づいて、国民に認知、周知させるために官報に 識を共有しながらしていただくということが非常 れの所管省庁の中でしっかりと御議論を、問題意 は承知してございますが、官報の掲載事項につき

に重要であろうかと思ってございます。

〇中谷(一)委員 それぞれの省庁ではもうやって ないという現状があるとのことです。法務委員会 いらっしゃるんだと思うんですね。やっていらっ いるのはみんな一緒だと思います。 ならない、でも何とかしなきゃいけないと思って でもさんざん議論をされてきて、それでも何とか しゃって、もう何年もこの問題が解決をされてい

私もサイトを見てびっくりしましたけれども、

語っていただけませんかね。 と是正をしていっていただきたいと思いますの ださいみたいなことが書いてあって、本当に、破 をかけるようなこうしたものというのはしっかり はずですから、その困っている方に更に追い打ち 産をするということはお金に困っている方である ピンを消すのに十二万円ビットコインで払ってく 大臣、ちょっと、せめて意気込みだけでも

りたいと考えております 術の発展に応じた実効性のある措置を講じてまい 講ずることとしておりまして、さらに、今後の技 官報と同程度のプライバシー配慮のための措置を するなど、少なくとも、現在のインターネット版 することで当該記事の文字情報の自動取得を防止 ○自見国務大臣 官報の発行に当たっては、プラ イバシー情報を含む告示、公告等の記事を画像化

すが、本法案で定める新たな措置といたしまし 制度を通じて、官報の発行と同等のプライバシー 今後も引き続き提供することが想定されておりま てございます への配慮を確保することとしてまいりたいと考え する制度を導入することとしておりまして、 て、今後の国立印刷局によるサービスの提供に際 ている官報情報検索サービスと同様のサービスを し、あらかじめ内閣総理大臣の承認を得るものと また、国立印刷局におきましては、現在提供し

れているということだと思いますので、 〇中谷(一)委員 総理が編集権限を最終的に持た しっかりと連携をしていただいて、 意味でいえば、所管法令を持たれている各大臣と そういう

ネットの時代の中で情報の共有のされ方が変わっ もう昭和の時代ではありませんから、 しっかりと行っていただくことを要請をさせてい てきている。その時代のニーズに合わせた対応を 明らかに

れているという現状があります。 う問題として、帰化者の住所、氏名、生年月日、 こうしたものが官報において個人情報が掲載をさ その上で、 次に、同様に、機微な個人情報を扱

確認をできませんでした。 得者の個人情報を公表しているという事実は私は た。アメリカ、イギリスなど多くの国で、国籍取 諸外国の事例を少し調べさせていただきまし

向き合っていかなければならないと思っていま いう意味でいえば、私はこれはしっかりと政府は やられてしまっている現状がありますから、そう マップのように、あれだけ簡易な形で、自分の家 れて希望者が帰化申請をためらってしまうことに 差別につながる可能性であったりとか、それを恐 住所まで公表するということは、帰化者に対する なるんじゃないかなと思っています。現に破産者 周りに誰が住んでいてどうだみたいなことまで その中で、帰化者の個人情報を公表すること、

公表する必要性、これはそもそも一体何なんで ないと認識をしておりますが、政府としてはなぜ 含む個人情報まで公表するということは定めてい しょうか。そして、法令においては氏名、 と思いますけれども、官報で帰化者の個人情報を このような運用を行っているのか、教えてくださ まず、では参考人に確認をさせていただきたい 住所を

## ○松井政府参考人 お答え申し上げます。

もって生来の日本人と区別のない対応とするもの おいても、従来の外国人であった者を特定の日を ことに鑑みて、国の公報である官報に告示するこ 帰化制度は、公法上及び私法上のいかなる点に 律かつ明確に効力を生じさせ、 特に重大な法的効果を生じさせる

及び住所を官報で告示しているものでございま ます。このような観点から、帰化者を特定するた 確実性及び画一的処理が担保されないこととなり ることになりかねず、国籍が変わるという手続の とした場合には、帰化者と連絡が取れないなど、 対する個別の許可通知の到達時に効力が発生する を図ることとしております。 帰化者側の都合によって帰化の効力発生日が変わ めに必要な情報として、帰化前の氏名、生年月日 仮に、一般の行政処分と同じように、帰化者に

すが、これは国籍法十条の規定の趣旨を踏まえた 帰化前の氏名、生年月日、住所を掲載しておりま が、帰化者を特定するために必要な情報として、 運用上の取扱いであるということでございます。 事項について法令上の直接の定めはございません また、委員御指摘のとおり、この具体的な掲載

思っております。 も柔軟な対応が必要なんじゃないかということを やはり時代が変わってきていますから、この辺り 〇中谷(一)委員 運用上の取扱いということで、 [鳩山委員長代理退席、委員長着席]

ですか。 なんですか。それとも、それは特段ないとお考え ることで、国民全体的な何か利益があるとお考え 帰化者の個人情報を住所まで含めて官報に公表す うことがしっかりと分かるということの利益は、 がいつから自分が日本国籍を取得をしたのかとい 一定理解が理屈としてはできるんですけれども、 その中で、官報で公表することで、帰化者の方

# 〇松井政府参考人 お答え申し上げます。

知ることができるようになります。 を特定するために必要な情報について、官報の閲 するとしております。これによって、帰化した者 て、一律かつ明確に周知を図る目的で官報に告示 覧によって、 大な法的効果を生じさせるものであることに鑑み 先ほど申し上げたとおり、帰化制度は、 帰化者以外の方々が実際にどのような用途、 帰化者以外の国民一般もこれを広く 特に重 目

> 報開示を求めて照会する例があるものと承知をし が、例えば、弁護士が相続関係の調査の中で消息 ているところでございます 法に基づき、法務省に対し帰化に関する記録の情 不明の相続人が帰化者であることを把握した場合 て、 的で帰化に関する官報を確認しているのかについ に、官報によって帰化者を特定した上で、弁護士 法務省として詳細に承知してはおりません

だと思いますが、参考人、いかがですか。 ンバーを調べることであったりとか、あとは外国 本に住所を持たれている方であれば、マイナン ンバーが普及をしている時代ですから、当然、日 人登録番号で代替することというのは運用上可能 バーは取得をできます。例えば、そうしたマイナ したけれども、それは住所を公表する必要までは 〇中谷(一)委員 今の事例の御紹介をいただきま なくて、氏名であったりとか、例えば、今マイナ

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

カード番号などは分かりませんので、やはり、基 を調べるときには、その第三者にとって、在留 のというふうに考えております。 の氏名、生年月日、住所、こちらが必要になるも 本的なその特定の方に関する事項として、帰化前 第三者が特定の方について帰化されたかどうか

要だとお考えだということでしょうか。 所まで知ることが法務省は今の時代になっても必 〇中谷(一)委員 それは、国民の利益として、 住

ございます。 〇松井政府参考人 お答え申し上げます。 調べる例があるということは申し上げたとおりで て、官報に掲載された帰化に関する情報、これを 先ほど申し上げたとおり、具体的な事案におい

者の氏名等を官報に掲載することを考えており、 ますと、なかなか難しい問題であると思います いて、 えますと、今後の取扱いとしては、引き続き帰化 が、先ほど申し上げたような現実の取扱いを踏ま 委員御指摘のとおり、プライバシーへの配慮につ これが国民一般的な問題なのかという点につき 難しい問題であると認識しております

りたいと考えているところでございます。 施行に向けて引き続き状況の推移を注視してまい 省としても、この法案が成立した場合には、その り講じられるものと承知をしておりまして、 が、先ほど自見大臣からの御答弁にもあったとお 今後は、プライバシー配慮のための適切な措置

法務

す。 ければと思いますという意見が寄せられていま の記載をやめて、帰化前の氏名と外国人登録番号 シー保護の必要性は更に高まるわけですので、へ 〇中谷(一)委員 これは総括して大臣に質問させ で代替するなど、配慮について是非御検討いただ ブコメの中で、官報の電子化に伴ってプライバ イトクライムに用いられかねない住所などの情報 いて、官報電子化の基本的な考え方等に関するパ ていただきたいと思うんですけれども、本件につ

当大臣として、この問題をどのように是正をされ 思っているんですけれども、官報デジタル化の担 被害が起こらないうちに、しっかりと対応をむし まで公開して、また第二次破産者マップのような 府の中ではできる状態が進んでいる状況におい ろされた方がいいんじゃないかなということを いうものを考えた際に、私は、少なくとも、 て、やはり、プライバシーの配慮とのバランスと し、いろいろな手段で個人の特定というものは政 ていくお考えであるのか、教えてください。 今の時代、マイナンバーもできてきています

報による告示、また公示等の機能を適切に果たし 行に当たっては、プライバシーに配慮しつつ、官 ていくことが重要だ、この両方のバランスが非常 ○自見国務大臣 委員御指摘のとおり、官報の発 に重要だという認識を持ってございます。 特に、帰化の公示等に掲載されている氏名や住

います。 電子化に伴って、インターネットの特性として、 所等のプライバシー情報につきましては、官報の が高まることに留意する必要があると考えてござ これらの情報の加工や流通や目的外利用の危険性

各省庁が所管をいたします法令の規定に基づき

令の趣旨等を踏まえまして、所管省庁において判 どのような情報を掲載するかについては、当該法 断されるべき事項であると考えてございます。 官報に掲載している記事におきまして、具体的に

を図ってまいりたいと思ってございます。 していくことができるよう、今後とも不断の改善 た二つの機能でございますが、それを十分に果た じて、官報の有する、さっき、冒頭申し上げまし 内閣府といたしましても、所管省庁との調整を通 その上で、官報の編集及び発行の権限を有する

しっかりと汗をかいていただけるという理解でよ ○中谷(一)委員 それは、大臣が是正に対して ろしいでしょうか。

○自見国務大臣 ありがとうございます。

くことが重要、この二つのバランスをしっかり果 る告示、そして公示等の機能を十分に果たしてい また、告示等の機能を適切に、あるいは官報によ たしていく役割を担っていると承知しておりま プライバシーに配慮するという大きな機能と、

ればと思いますので、よろしくお願い申し上げま 〇中谷(一)委員 しっかり取組を進めていただけ

年にシカゴ万国博覧会の受賞者発表、これが官報 で伺わせていただきたいと思います。 官報と万博の関係を振り返りますと、一八九四 続きまして、官報と万博についてというテーマ

役割というものがございます

で行われるなど、歴史的にも紙面が果たしてきた

検査をしたということが報じられました。 があるとして、本年四月に公正取引委員会が立入 の入札において業者が談合を繰り返していた疑い るわけであります。例えば、昨今に関して、官報 職などの問題が起こってきたという負の歴史があ に関して言えば、 しかしながら、大きな資金が動く事業には、汚 国立印刷局が発注する官報用紙

祥事が事件として多く取り沙汰されています。 誘致やスポンサー選定等に絡む汚職などの不 一巨額の資金が動く国際的なイベントで

> クにおける入札談合事件など、一連の不祥事があ かしいことに、東京オリンピック・パラリンピッ たとのことです。そして、日本においても、 し、マネーロンダリングや脱税等でも逮捕者が出 下水道を含む会場建設に関与していたことが判明 は、開幕後に、マフィア傘下企業がパビリオンや 汚職や談合の容疑で逮捕されています。さらに 前に政治家や企業経営者、万博の調達責任者らが りました。 二〇一五年、 イタリアのミラノ万博では、 恥ず

がしっかりとリーダーシップを持って行っていた 行って、汚職が起こらない体制整備の構築を大臣 るものがないかなど、責任を持って費用の精査を が、例えば異常に高い単価で発注してしまってい ので、大臣に伺わせていただきたいと思います ス規定を整備して対策を強化しているとのことで いる現状を見ていますと、やはり心配になります だいているという認識でよろしいでしょうか。 すが、会場建設費二千三百五十億円を丸のみして そうした中で、万博協会では、コンプライアン

○自見国務大臣 お答えいたします。

の収賄罪等の適用がございまして、博覧会協会に ないように、改めてでありますが、しっかりと徹 のと承知してございますので、こういったことが なってございます。協会の役員及び職員には刑法 をされておりまして、いわゆるみなし公務員と 法令により公務に従事する職員とみなす。」と規定 りますが、「刑法その他の罰則の適用については、 東京オリンピックでも措置された制度と同様であ ように管理監督を行っていく所存でございます。 会協会においてもコンプライアンスが徹底される えてございます。政府としては、引き続き、関係 が、博覧会協会の役員及び職員でございますが、 底してやっていきたいと思ってございます。 おいてもコンプライアンス規定を整備しているも 法規を遵守するとともに、経産省と連携し、博覧 ないよう、しっかりと対応することが当然だと考 なおでありますが、御心配いただいております 大阪・関西万博においても、不正事案が発生し

> | を行っていただけるとお約束をしていただけます においては不祥事を起こさない、しっかりと取組 話をいただいたんですけれども、大阪・関西万博 〇中谷(一)委員 それでは、今いろいろ、るるお

思ってございます。 も、機会を捉えて働きかけをしてまいりたいと コンプライアンスの徹底は、再度あるいは幾度 ○自見国務大臣 私の責任の下で、しっかりと、

〇中谷(一)委員 ありがとうございます。 それでは、私からも、今、取組を行っていただ

を思っておりまして、その中で、目標指標の確認 的な評価、定量的な評価、両面重要だということ 勘定になってはいけませんから、私自身は、定性 ただきたいと思います。やはり、様々なことが丼 けるということだったんですが、精査をさせてい から行わせていただきたいということを思ってい るんです。

実現に向けた実証の機会」であるということを、 Gs+beyondへの飛躍の機会」、「Society5.0 ただきました。 博覧会推進本部事務局から事前のレクで教えてい 開催意義として記載をされていますけれども、 「いのち輝く未来社会へ」、「SDGs達成・SD 大阪・関西万博の定性的な目標は、基本計画に

臣はこれをどのように考えられているのか、教え 指し、二千八百二十万人の入場者を想定している てください。 のの詳細については示されておりませんので、大 りますKSF、重要成功要因など、こういったも 指標であったりとか、KPI、重要評価指標で ける定量的な指標、例えばKGI、重要目標達成 とのことですが、そもそも、大阪・関西万博にお あったりとか、あと、これらの定性的な指標にな は、百五十の国及び二十五の国際機関の参加を目 その中でなんですけれども、大阪・関西万博で

○自見国務大臣 お答えいたします

ました大阪・関西万博基本計画におきましては、 二〇二〇年十二月に博覧会協会が策定をいたし

> ざいません。 は失敗したかといったものを判断するものではご 否かをもって、博覧会、万博の成功したかあるい 国際機関を目指すといった定量的な数字をお示し 加する国、機関について、百五十か国、二十五の 想定するということですとか、あるいは万博に参 来場予定者数につきまして約二千八百二十万人を したところでございますが、それが達成されたか

時代とともに変化してございます。 体験、そして行動変容、行動するという万博へ、 万博の意義が、見せる万博から、参加あるいは

の解決に向けて、まさに未来を開く契機となるこ 験場ということを実現をし、人類が直面する課題 ス及びシステムの社会実装に向けた未来社会の実 世界中の人々が参加をして、新たな技術、サービ は、新型コロナ、インフルエンザ感染症の後の、 とを目指してございます。 二〇二五年に開催をされます大阪・関西万博

解でよろしいですか。 〇中谷(一)委員 確認ですが、それでは、 な指標、いわゆるKGIやKPIはないという理 定量的

○自見国務大臣 お答えいたします。

とを判断するものではないということでございま を掲げて、それが達成されたかどうかをもって、 万博の成功ですとか失敗ですとか、そういったこ 繰り返しになって恐縮ですが、一定の数値目標

〇中谷(一)委員 定量的な目標はないと理解をし ました。

実としてあると思うんですよ。 効果、こうしたものが経産省の資料の中で示され しても政府としても説明されることというのは現 ていたりとか、やはり、数値の部分を万博協会と いたわけなんですけれども、それでも、経済波及 その上で、定性的な目標について語っていただ

えてください。 効果は重要視していますか、 その中で、大阪・関西万博において、経済波及 していませんか。教

○自見国務大臣 大変重要なものだと、当然なが

ら思っているところでございます。

出を基に、産業連関表を用いて試算を行った結 大阪・関西万博の経済波及効果は、 経済産業省において、万博により増加する支 約二兆円と見込んでいるところでございま 二〇一六

期のもので計算をされていますから。 数字が、もう七年前ですから、相当古いんです ね。建設費用も、一千二百五十億円のときの、初 させていただいたんですけれども、インプットの 〇中谷(一)委員 私もその二兆円の資料を拝見を

すい指標の一つになるんじゃないかなと思うんで を示した方が、国民の皆さんにとっても理解しや るのであれば、今の時点で再計算をして、政府と しての経済波及効果としてはこれですということ しても、もし重要な指標だとお考えになられてい もう七年もたった今、やはり、しっかり政府と

○自見国務大臣 お答えいたします。

お示しする目的で試算したものでございます。 化していない中において、万博開催のメリットを たりまして、万博で体験できるコンテンツが具体 が、二〇一六年に、開催国として立候補するに当 経済波及効果につきましては、当時であります

考えてございまして、現時点におきましては、 階におきましては、万博の意義や具体的なコンテ 済波及効果を試算する予定にはございません。 ンツを発信していくことが非常に重要な時期だと 開催が決まりまして、準備を今進めている現段 なお、事後評価の観点で、会期終了後に経済波 経

月から約半年間開催される万博でございまして、 すので、しかるべき時期にということで御理解い その終わった後も幾つかのイベント等がございま ○自見国務大臣 事後の具体的な時期について今 お答えすることはできませんが、二〇二五年の四 んですが、それはいつされる想定なんですか。 〇中谷(一)委員 事後評価をされるということな 及効果を測定する予定はございます。

> ろなところで言う人がいるんですけれども、実 てから再計算された事例というのは私は見たこと 際、多分、会場建設費が二千三百五十億円になっ か二兆八千億円だとか、いろいろなことをいろい 〇中谷(一)委員 今、 経済波及効果が二兆円だと

思うんですが、いかがでしょうか。 も、開催する方にとっても重要なんじゃないかと とを示していただくことが、むしろ政府にとって さんに、これだけの意味があるんですよというこ 多くなっている現状を踏まえれば、私は、今、政 性を感じていないという方が世論調査でも非常に だけの国費を使って開催される事業の中で、必要 府がちゃんと責任を持って計算をして、国民の皆 そういう意味でいえば、国民の皆さんが、これ

○自見国務大臣 お答えいたします。

ことについての問題意識は共有するところでござ 及効果自体をしっかりとお示しをしていくという うには考えている時期ではございますが、経済波 コンテンツを発信していくことが重要だというふ る段階でございますので、万博の意義や具体的な 現在は、時期といたしましては準備を進めてい

ていただいているんです。 フィットがあるかが分からないから、みんな怒っ か広報費だったりとか、今いろいろなことを言わ だったり大阪府市のまさに補助金、税金なわけで 千三百五十億円のうち千五百六十七億円は、国 れていますけれども、ここまでのお金を使って、 すよ。それにプラスアルファで警備費だったりと 〇中谷(一)委員 要するに、国民からすると、二 一千五百六十七億円プラスアルファのお金を使っ 今、大臣たちを含めて、みんなに意見をさせ 私たちに何のメリットがあるのか、何のベネ

る、一人一人に得られるベネフィットというのは 体何なんでしょうか では、大臣の考える、国民の、私たちに得られ

○自見国務大臣 お答えいたします。 経済波及効果については先ほど来申し上げたと

ただければと思います

うものを持ち寄りながら半年間交流をしていくと うものは、改めてでありますが、 自体にあるというふうに考えているところでござ マの下で、様々な文化交流ですとか、価値観とい 来社会のデザイン」というテーマ、及びそのテー おりでございますが、大阪・関西万博の意義とい いうこと、あるいは未来社会への共創ということ

敏に感じていると思います。 〇中谷(一)委員 コストの問題、 います。 いただきます 今話題の三百五十億円の大屋根、リング、これ 委員の問題意識については十分受け止めさせて

みんな非常に過

に関しても、東京ドームを造れるぐらいの予算を まっているんですけれども、今、これは万博のシ かけているということで非常に話題になってし

いますけれども、そもそもこれも事実でしょう 設して保存をするといったような話が報道で出て まっている。 れども、大屋根、リングを現地で保存したり、 ンボルどころか無駄遣いのシンボルになってし こうした現状がある中で、今出てきた話ですけ

移

○自見国務大臣 お答えいたします

点からも様々な提案等を受けるという段階になっ とがしっかりと決まった段階にはないという理解 ていると承知してございまして、何か具体的なこ いくのかといったところは、リユースといった観 すが、その後、その大屋根をどのように活用して でございます 報道が出ていること自体は承知をしてございま

いと思いますけれども、 〇中谷(一)委員 これで最後にさせていただきた 言うまでもないということをおっしゃっていまし 自見大臣、コスト削減は

ます。その中で、 りとか大阪の元市長の橋下さんが、万博について テレビやSNSで熱心に議論を繰り広げられてい その中で、今、明石の元市長の泉さんであった 泉さんのようなコスト削減に手

> いただいて、具体的なコスト削減を目標を示しな スト削減の手腕を持つ方を協会の役員に推薦して けれども、協会の役員は社員の総会の決議で選任 方がいいんじゃないかなということを思うんです ただいて、一緒にコスト削減をやっていただいた 腕を持つ方に、むしろ私は協会の役員に入ってい できるそうでありますから、政府からこうしたコ がら行っていただけませんか。

「いのち輝く未

○自見国務大臣 お答えいたします。

施しつつ、全体の総合工程の管理や、コストを含 事業者の三者におきまして週一回の定例会議も実 業者、あるいはプロジェクトマネジメントの支援 る技術職員が中心となって、博覧会協会、施工事 す建築、土木、そして設備等の経験を豊富に有す 会財務部を中心に建設費の精査を行うとともに、 いただいているところでございます。 めた課題整理と調整のための議論を熱心に行って 大阪・関西万博の会場建設につきましては、協 大阪市等より出向していただいておりま

に進めていくために、今年九月になりますが、関 ども、政府といたしましても、万博の準備を円滑 を抜本強化したところでございます。 係省庁の人員を派遣をいたしまして、協会の体制 その上で、委員から御指摘いただきましたけれ

いりたいと思ってございます。 ように、引き続き、協会の指導と監督を行ってま めまして、協会において適切な運営が実施される 今後も、委員御指摘のコストダウンの観点も含

ます。 〇中谷(一)委員 時間が参りましたので、

いました。 御丁寧に対応いただきまして、ありがとうござ

〇星野委員長 次に、山岸一生君

〇山岸委員 おはようございます。 の一というのをお配りをしております。ネットで 御覧の国民の皆さんは、 から参りました、立憲民主党の山岸一生です。 自見大臣、今日はよろしくお願いいたします。 早速なんでございますけれども、お手元に資料 私のXにポストしてあり 東京都練馬区

6すので、是非御覧ください。

手書きの一枚紙なんでございますけれども、 「官報號外」と書いてあって、何か下書きかなと思うんですけれども、実はこれ、正本といいます うんですけれども、実はこれ、正本といいます があったんだなと思うわけなんですけれども、自 見大臣、何でこんな、手書きの、下書きみたいな メモが官報の正本になっていたのか、多分、研究 されて、御覧じゃないかなと思うんですけれども、 まされて、御覧じゃないかなと思うんですけれども、 これは何だかお分かりになりますか。

御記憶でございましょうか。

#### ○星野委員長 原官房長。

〇山岸委員 いや、いいです。別にクイズをしたいわけじゃなくて、官報の歴史に対する大臣の造はございますけれども、残念ではございます。 これは、関東大震災のときの官報号外でございます。 これは、関東大震災のときの官報号外でございます。 ういった官報百四十年の歴史ということに対し がった官報百四十年の歴史ということに対し がった官報百四十年の歴史ということに対し がった官報百四十年の歴史ということに対し にございますので、こ

何かといいますと、関東大震災のときは印刷局が被災をいたしまして、いわゆる印刷機も全部壊れてしまったという中でも、手書きでガリ版刷りの官報を発行し、焼け跡に掲示をして告示をした、こういうことがございました。物価統制であるとか戒厳令であるとか内閣の人事、こういったものを全部貼って回って、告示という大事な機能ものを全部貼って回って、告示という大事な機能を果たした、こういうことがあったわけなんでごというでは、

官報は休むことなく発行してきたんですというおしてのエピソードでございまして、どんなときでも一番、ある意味誇らしげにおっしゃっていたのがヒアリングさせてもらったときに、印刷局の方がヒアリングさせてもので

話でございました。

さいます。

さいます。

さいます。

でいます。

のめて思ったわけなんですけれども、やはり、
でがます。
のか別に面白いものである必要もないし、
変わったことも必要なくて、毎日毎日変わらず発
変わったことも必要なくて、毎日毎日変わらず発
でわったことも必要なくで、毎日毎日変わらず発
でいます。

ているんでしょうか。教えてもらえますか。もちろん、何も起こらないことが一番なんでごけれども、大臣、万が一トラブルがあった場合んけれども、大臣、万が一トラブルがあった場合んけれども、大臣、万が一トラブルがあった場合んけれども、大臣、万が一トラブルがあった場合の代替措置ということはどういうふうに規定をしているんでしょうか。教えてもらえますか。

## ○原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のような事案、システムトラブルが生じ して発行することができる制度をこの法案の中で り、当該書面を官報として、すなわち書面官報と して発行することができる制度をこの法案の中で して発行することができる制度をこの法案の中で

るということを予定しております。とともに、掲示した後、直ちに書面官報を頒布す民に周知をするため、一定期間継続して掲示する民に周知をするため、一定期間継続して掲示する

と思うんですけれども、残念でございます。

○山岸委員 デジタル官報にトラブルがあった場合は紙を発行するということでございます。
 合は紙を発行するということでございます。
 かサイバー攻撃等によって一定期間閲覧できなくやサイバー攻撃等によって一定期間閲覧できなくなるということは間々起きていると承知をしております。

が一定の時間にわたって閲覧できなくなるといういんですけれども、直近で、官庁のホームページで、ちょっと御答弁、事例の御紹介をお願いした今日はNISCにお越しいただいていますの

いただけますか。あって何時間ぐらい継続したのか、幾つか御紹介ようなケースというのは、どんなふうな場合が

○山岸委員 ありがとうことが、頻繁とまでは言数時間から数日ということが、頻繁とまでは言

間程度正常に閲覧できない障害が発生した事案等のホームページが、令和五年九月二十七日に三時

について承知してございます。

断続的に閲覧しづらい状態が発生した事案でござ

いますとか、内閣サイバーセキュリティセンター

そうしますと、やはり、デジタルと紙の場合とこれうことを想定をしておいて、配送しておいて、関があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合は、いわば前の日題があります。紙の官報の場合というようと思ったんだけれども、八時二十五分にサーバーがダウンしましたとなっちゃはり、デジタルと紙の場合というようしますと、やはり、デジタルと紙の場合というようしますと、やはり、デジタルと紙の場合というようしますと、やはり、デジタルと紙の場合というようしますというように思います。

いるのか、教えてもらえますか。となんですけれども、この具体的な運用、確認をとなんですけれども、具体的に紙を貼ると書いてあるんですけれども、具体的に紙を貼ると書いてあるんですけれども、この具体的な運用、確認をとなんですけれども、この具体的な運用、確認をいるのか、教えてもらえますか。

現在、官報の発行において、官報は、国立印刷 の原政府参考人 お答えいたします。

掲示場に官報を掲示する予定でございます。転をする予定でございますけれども、引き続き、転をする予定でございますけれども、引き続き、本法案の施行までの間、この移転先の場所にある本法案の施行までの間、この移転 といいます の本局、港区虎ノ門に掲示をされております。

閣府令で定めることにしております。 本法案の施行後、通信障害等が生じた場合の書本法案の施行後、通信障害等が生じた場合の書本法案の施行後、通信障害等が生じた場合の書

ことを想定をしております。ことを想定をしております。ことを想定をしております。これまで、国立印刷局本局の掲示場所として点において、書面官報の具体的な掲示場所として点において、書面官報の具体的な掲示場所として点において、書面官報の具体的な掲示場所としていません。

○山岸委員 一つ先の質問まで御回答いただきま

中が号に奏るるととを想定しているという大気が 中が号に奏るるととを想定しているという代気が で、先ほどの鈴木議員の質問とかぶりますので、 たはお願いを申し上げておきたいと思います。 とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能ですので、何か、移転後に とが官報の大事な機能でするという御名ということではやはり困るわけでございまし で、先ほどの鈴木議員の質問とかぶりますので、 の飛ばしますけれども、発行先はこれからも国立 つ飛ばしますけれども、発行先はこれからも国立 つ飛ばしますけれども、発行先はこれからも国立

こうした官報の特殊性ということを踏まえた上で、先ほどの鈴木議員の質問とかぶりますので一つ飛ばしますけれども、発行先はこれからも国立り刷局に委ねることを想定しているという大臣からの御答弁がございました。それはそれで一つの方向として結構だなと思う一方で、是非確認しておきたいのが、実は、今回のこの法案というのは印刷局の実務に対して何か新しい影響を及ぼすものではないということなんでございます。今回のた案自体は、デジタルで発行しますという、概念の整理をで、先ほどの鈴木議員の質問とかぶりますのでした。

す。

動きには今後も変わりはないわけなんでございまして印刷して発行して配送する、こういう一連のないわけなんでございます。原稿を入稿して編集ないわけなんでございます。原稿を入稿して編集と務においては何らこの法案自体は影響し行ったものであって、具体的に印刷局で行ってい

では、その印刷局の事務というのは今どうなっているのかと見ますと、売上げというのは、年間百八億円だそうでございます。その内訳を見ますと、製品の売上高が三十五億円、他方で、公告料収入が七十三億円ということで、大体、七、三ぐらいで公告の方の比率が高いんでございますね。これは結構特殊というのは、大体六、四とか五、新聞紙の売上げというのは、大体六、四とか五、方ものの重要性が非常に高いということが言えるんだと思います。今後も、官報のユニバーサルサービスを支える上では、公告という収入源というものが非常に重要なわけでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいんでございますけれども、今回のこの法改正に伴って、公告料というものは何か変化があるのかということなんでする。デジタル化するんだから、コストが下がるんだから安くなるだろうみたいな議論もあり得るとだから安くなるだろうみたいな議論もあり得るとだから安くなるというの法というではないので、急に何か安くなるということはないわけなんでございます。

か、この辺の政府の考えを教えてください。か、あるいは値下げということを考えていくのふうに考えているのか。現状維持をしていくのふのにで、今後、公告料というものをどういう

## ○自見国務大臣 お答えをいたします。

定的に官報の業務を行うために必要な額を徴収しが、編集作業に必要なシステムの費用を含め、安は、これまで、独立採算で運営する国立印刷局官報に記事を掲載する際の公告料につきまして

ところでございます。数料として納められているものと承知をしている報販売所等が公告の取次ぎを行うために必要な手報販売所等が公告ののと承知をしている。

官報の電子化後におきましては、まずは、官報の電子化後におきましては、まずは、官報の電子化後におきましては、まずは、官報の電子を安定的に行うための基盤を確保するととの発行を安定的に行うための基盤を確保するとと

刷局と調整してまいりたいと思います。制局と調整してまいりたいと思います。れておりますが、今後も、内閣府と国立印刷局において委託契約を締結する場合には、同様に承認即とすることが適当であると考えてございます。明刷局の委託契約におきまして、公告料の設定又印刷局の委託契約におきまして、公告料の設定又印刷局の委託契約におきまして、公告料の設定又印刷局と調整してまいりたいと思います。

○山岸委員 大臣、明快な御答弁ありがとうございます。公告料は今後も同様にということでござ

もちろん、デジタル化に伴って、いろいろなコストが減っていったり、あるいは利用者の利便性ストが減っていったり、あるいは利用者の利便性ストが減っていったり、あるいは利用者の利便性ストが減っていった引き続き、国と印刷局の編集実げたように、今回の法案によって印刷局の編集実げたように、今回の法案によって印刷局の編集実がが何か急に軽量化するわけでは全くないわけでございまして、ここは引き続き、国と印刷局とで経営状況をよく考えながら、過度なコストカットを営状況をよく考えながら、過度なコストカットを対して、次の話題に移らせていただきまして、次の話題に移らせていただきまして、次の話題に移らせていただきまして、次の話題に移らせていただきます。

件、これは、週休二日、しっかりやってねみたいいうのは全部出ているんですよね。例えば、直近いうのは全部出ているんですよね。例えば、直近ですと、日本館の発注情報なんて全部官報に書いてありまして、官報にいろいろな工事の入札情報とがまして、定報だけじゃなくて、細かい要ないですと、大阪・関西万博のことをよく調べておれば、週休二日、しっかりやってねみたい

な、そういうふうなことまで全部官報に書いてあるわけで、やはり官報は非常に重要だなと思って、お伺いしたいということがありますので、お伺いしたいとということがありますので、お伺いしたいと思います。

大臣は、日よけ、雨よけ、熱中症対策ということをせんだっての当委員会での答弁で御強調しておられました。世界最大の日傘、世界で一番高い日傘だということなんでございますけれども、ここに関連しまして、このリングといいますのは円状になっておりますが、そのうち、一定の部分が状になっておりますが、そのうち、一定の部分が海上部分にせり出す仕組みになっております。ここは、海上ですから、当然、リングの上の部分の遊歩道はございますけれども、地上部分には歩け遊歩道はございますけれども、地上部分には歩け遊歩道はございますけれども、地上部分には歩ける場所はないと理解をしております。

かがですか。 大臣、この海上部分にも日よけ、雨よけとして

## ○自見国務大臣 お答えをいたします。

まずはリングについてでありますが、「多様でます。

うことも申し上げたとおりでございます。うことも申し上げたとおりでございます。その例といたしまい、あるいは来場者の方々の動線、あるいはたい、熱中症対策としての日をよける効果ですとして、熱中症対策としての日をよける効果ですとして、熱中症対策としての日をよける効果ですといいます。その例といたしましたように、リング

がございますが、幅が三十メーターございまし定量的な、お話しの効果測定は非常に難しいものそして、そのリングの日よけ、雨よけに対する

て、全長は約二キロの……(山岸委員「海上の話をて、全長は約二キロの世界最大級の木造建設となっておりまして、その下を来場者が回遊できる構造となっておりまして、その下を来場者が回遊できる構造となっておりまして、そういった観点からも、日よけ、雨よけということは申し上げたとおりでございますが、海上部分でございますが、ここについては、会場の東西分でございますが、ここについては、会場の東西分でございますが、ここについては、会場の東西分でございますが、ここについては、会場の東西分でございますが、まなのでございますのでございますが、様々な機能を持っているとしての役割を果たすものでございます。ということの一つに動線ということもあるものでございます。

ざいます。
としての形状は維持をしてまいりたいと考えてごとしての形状は維持をしてまいりたいと考えてごとしての形状は維持をしてまいりたいというもなお、会場コンセプトであるつながりというも

○山岸委員 少なくとも、日よけ、雨よけの機能

動線機能があるということなんだけれども、私はイメージ図を見たんですけれども、そんなに幅はイメージ図を見たんですけれども、そんなに幅はイメージ図を見たんですけれども、そんなに幅が大いの幅の、ささやかな遊歩道というのが恐らく実態ではないかなというふうに思います。屋上く実態ではないかなというふうに思います。屋上へてすけれども、ここで本当に何万人もの方が行き来をするという想定になっているんですか。大き来をするという想定になっているんですか。

○山岸委員 それは構造物全体の幅でございまして、スカイウォークの幅のことを今申し上げたんだけれども、大臣、お手元にないようなら結構でだざいまして、スカイウォークの幅のことを今申し上げたんではいます。

今日、私は、御提案でございまして、この海上 すっかなということで、ここの部分だけ取りやめたらど らかなということで、ここの部分だけ取りやめたらど らかなという御提案をしたいんでございますけれど たほど大臣から、リングの形状は維持をしてお たほど大臣から、リングの形状は維持をしてお たまご大臣から、リングの形状は維持をしてお たまごだけやめるということは実務的に可能な さんじゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しんじゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでしょうか。大臣、御提案はいかがで しゃないでは、

○茂木政府参考人 まず、上部構造の遊歩道でごは約三メートルほどの幅がありまして、上層の方せん。ただ、二層になっておりまして、下層の方せん。ただ、二層になっておりまして、下層の方さいますけれども、御指摘のとおり、全体幅三十ざいますけれども、御指摘のとおり、全体幅三十ざいますけれども、御指摘のとおり、全体幅三十さいますけれども、御指摘のとおり、全体幅三十二十分では、

そういう意味では、二層の遊歩道が上部構造をは期待しているというところでございます。 まな場合もございますので、両方の効果を私どもする場合もございますので、両方の効果を私どもする場合もございますので、こうした動線の効 貫くという形になりますので、こうした動線の効 貫くという意味では、二層の遊歩道が上部構造を

○自見国務大臣 繰り返しになって恐縮でございうのは、大臣、お持ちじゃございませんか。 さいかなと思いますけれども、こういう発想といれも非常にまた、それはそれでシンボリックじゃれも非常にまた、それはそれでシンボリックじゃは選択肢として取り得ないんでしょうか。ここだは選択肢として取り得ないんでしょうか。ここだは選択肢として取り得ないるのしょうののは、大臣、海上部分の取りやめというのの山岸委員 大臣、海上部分の取りやめというの

ファルでであった。このでは、これでは、このでは、海上部分のリングのことでございます。なお、つながりということを体現してございます。なお、つながりということを体現してございますので、動線としての役割も期待しい、東西をつなぐという非常に重要な役割を果たが、東西をつなぐという非常に重要な役割を果たが、東西をつなぐという非常に重要な役割を果たが、海上部分のリングのことでございます

から提言だけ申し上げます。 見直しはしないということだと思いますので、私見直しはしないということだと思いますので、私

お手元に資料二をお配りしておりますけれど | -

一類第

一号

内閣委員会議録第五号

令和五年十一月十七日

も、万博のリングというのは三つの工区に分かれ であって、一つのJVに頭を下げれば実行可能な のうち南東工区、青の工区なんでございますね。 したがって、ここだけ取りやめるんであれば、い したがって、ここだけ取りやめるんであれば、い したがって、ここだけ取りやめるんであれば、い わば、ほかの二つの工区には影響は極めて限定的 わば、ほかの二つの工区には影響は極めて限定的 わば、ほかの二つの工区に対象して、海上部分はこ

りますけれども、こういったことも含めてコスト うと思っておりまして、これからコストの議論を しょうか。いかがですか。 れぐらいのお考えだけでも表明いただけないで カットは分かりやすく大胆に検討していくと、こ けれども、大臣、当然、やると言えないのは分か とを検討してみてもいいんじゃないかと思います いうぐらいの分かりやすいコストカットというこ 海の部分三割ぱかっと削って百億円安くしますと 円で百億円カットということが実現可能な話だろ こだけすぱっとやめれば三割カット、三百五十億 て、海上部が三割なんでございます。なので、こ いたら、ちょうど三対七という話でございまし していくんであれば、これぐらい分かりやすい、 ましたらば、陸上部と海上部の比率は何割かと聞 しかも、私はこの間、これを事務局にお聞きし

○自見国務大臣 全体の見直しの中で、この度、 百五十七億円を削減をしていきたいと思ってご お尋ねのリングでございますが、会場コンセプ トであるつながりを体現していることから、リン グとしての形状は維持をしていただいております。 ざいます。

〇山岸委員 残念でございます。

なってくるんだろうと思いますが、現時点においいですけれども、暑さの対策になるんだという御温室じゃないですけれども、暑さは変わらないわけでございまして、当然、扇風機とかミスト発生温室じゃないですけれども、暑さの対策になるんだという御温室でやないました。ただ、これは何も設備がな説明でございました。ただ、これは何も設備がな説明でございました。ただ、これから造っていく中でないですがあってくるんだろうと思いますが、現時点においていてする人ですが、現時点においている中では、これがら造っていく中でないですが、

) - 175 に、 55 とことに、 というものはどういうふうなことを、設置を予定というものはどういうふうなことを、設置を予定て、このリングの中の暑さ対策のいろいろな機材

○自見国務大臣 お答えいたします。

いるところでございます。
リングの下での休憩用といたしまして、ベンチの設置を検討しているところでございます。
素に協賛していただくことにより、ミストシャ学に協賛していただくことにより、ミストシャ学に協賛していただくことにより、ミストシャットを検討しているところでございます。

を予定してございます。シャワーでございますが、申し上げたとおり導入を員御指摘、御提案いただいておりますミスト

○山岸委員 ミストシャワーはあるということなんですけれども、それだけで十分なのかなと。扇成機、さっきお聞きしたんだけれどもお答えないったようでございまして。

資料の三におつけしているんですけれども、新野記者でこの見直し問題を取材していましたけれども、コストを安くするために冷房をつけなかったということで、どうするんだという話になって、ミストシャワーに加えて気流創出ファンというものをつけたわけでございまして、私は当時、新聞記者でこの見直し問題を取材していましたけれども、天星に扇風機をつけてございます。これは一周ぐるっと、百八十五台だったかと思いますけれども、大量に扇風機をつけて何とかしのいだわけでございまして、この万博のリングもミストだけで大丈夫かしらと思うわけなんでございませも、扇風機というのはつける御予定はございませも、扇風機というのはつける御予定はございませも、扇風機というのはつける御予定はございませ

■暑熱対策については、当然様々な機器について の茂木政府参考人 お答え申し上げます。

ら、具体的な機器については今後整理をしていきられないですが、企業からの御協賛も検討しなが今具体的にこういう機器ということは申し上げ現在検討をしています。

たいというふうに考えております。

〇山岸委員 これから追加で考えるということなんですが、大臣、その費用はどこに計上されていますか。このリングの三百五十億円の中に含まれているんでしょうか。それとも、今お話があったように、全部どこかから寄附でもらうということなき想定しているのか。この追加で考えるということなの費用について教えてください。

○自見国務大臣 お答えいたします。

様々な対策に使います機具あるいはその他物品につきましては、現在、企業の協賛を得る努力をしているもの、あるいは整ったもの等がございまかということについてのお答えができる段階ではがということについてのお答えができるので、一概に建設費の中に計上しているかどうないます機具あるいはその他物品はないます機具あるいはその他物品はないます機具あるいはその他物品はないます機具あるいはその他物品はないます機具あるいはその他物品

〇山岸委員 そうしますと、一定、企業から協賛なのかどうなのよいう名前、本当に自主的な協賛なのかどうなのか分かりませんけれども、協賛をしてもらう。ただ、追加で、やはり購入しなければいけないというものも当然出てくるという想定なんだろうと思うものも当然出てくるという想定なんだろうと思うものも当然出て何か、暑さ対策費用みたいなものは計上されているんでしょうか。それとも、これから更に新規で何か必要になってくる可能性も排から更に新規で何か必要になってくる可能性も排から更に新規で何か必要になってくる可能性も排から更に新規で何か必要になってくる可能性も排から更に新規で何か必要になってくる可能性も排から関係できない、こういうことでよろしいですか。

|○自見国務大臣 お答えいたします。

熱中症対策は非常にまず重要だと考えてございます。御案内のとおり、熱中症は毎年千人以上の方がお亡くなりになります。そして、四万人から五万人が救急搬送されておりまして、その八割が高齢者となっているものでございますので、万全を期す考えでございますが、委員申し上げていただいた様々な対策は、ありとあらゆるものの中にだいた様々な対策は、ありとあらゆるものの中にお答えすることは、現時点ではコメントを差し控お答えすることは、現時点ではコメントを差し控制を入ることにある。

〇山岸委員 そうしますと、一概には答えられな

いでしようい。 る可能性が否定をできないということでよろしいにこの三百五十億円というところからお金が増え

○自見国務大臣 失礼をいたしました。それは考しました。

○山岸委員 考えていない、三百五十億円から増でよろしいですか。

○自見国務大臣 当然そうでございます。
の枠の中でしっかりと機能を、効果を発揮させるの枠の中でしっかりと機能を、効果を発揮させるの枠の中でしっかりと機能を、効果を発揮させるの枠の中でしっかりと機能を、効果を発揮させるの枠の中でしっかりと機能を、効果を発揮させるの枠の中でしっかりと機能を、対象を発揮させるの枠の中でしっかりと機能を、対象を発揮させる。

す。 ○山岸委員 分かりました。全体の枠は増やさな いで、その中でやりくりをするんだ、これは是非 いで、その中でやりくりをするんだ、これは是非

〇自見国務大臣 そのとおりでございます。 の自見国務大臣 そのとおりでございます。 先ほど来、協賛という言葉があったので、 をいないから、企業に機材をただでよこせという たが大阪でも見られているわけでございまして、 をが大阪でも見られているわけでございまして、 とが大阪でも見られているわけでございまして、 とが大阪でも見られているわけでございまして、 とが大阪でも見られているわけでございまして、 とが大阪でも見られているわけでございまして、 とが大阪でも見られているわけでがよこせという ないから、企業に機材をただでよこせという ふうなこと、当然これはあってはいけないと思い ふうなこと、当然これはあってはいけないと思い ふうなこと、当然これはあってはいけないと思い ないないということを一点教えてもらえませんか。 の自見国務大臣 そのとおりでございます。

### 〇山岸委員 ありがとうございます。

おきたいと思います。
くことがないようにということはきっちり求めての費用の膨張を抑えるために民間にしわ寄せが行後、費用の膨張が決してないように、そして、そ後、費用の膨張が決してないように、そして、そ時間ですから終わりますけれども、やはり今

)星野委員長 次に、阿部司君。ありがとうございました。

○阿部(司)委員 日本維新の会、阿部司です。
「電報の発行に関する法律家及び官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する。

二点が法律案の骨子であります。として位置づける、これまで法的な位置づけがなく、慣習法としていた内容を法律に明文化するのく、慣習法としていた内容を法律に明文化するのに本いる官報について、電子官報を官報の正本

をしております。 でしております。 をしております。 での会議を経て、官報の電子でしております。

既に様々な委員から御指摘がありましたけれど、確認の意味で、令和四年の十二月のデジタル化にとって象徴的な取組であると御国のデジタル化にとって象徴的な取組であると御いが表がをいるところをお伺いいたします。

かったのか、お答え願えますでしょうか。とに伴い、法令等の公布の法的根拠が失われ、戦とに伴い、法令等の公布の法的根拠が失われ、戦とに伴い、法令等の公布の法的根拠が失われ、戦とに伴い、法令等の公布の法的根拠が失われ、戦

○自見国務大臣 お答えをいたします。

昨年末、デジタル臨時行政調査会におきまして、経済界の要請も踏まえ、デジタル社会の実現に向けた構造改革の一環として、官報の電子化の財に向けて、内閣府において具体的な検討が進めて、経済界の要請も踏まえ、デジタルを言として、官報の電子化の方針が決定されたところでございます。

た、明らかに官報が紙媒体であることを示す規定と、明らかに官報が紙媒体であることを前提として、官報が公示の手段として規定されると解されておりまして、官報が紙媒体であることを解されておりまして、官報が紙媒体であることを開きれておりまして、官報が紙媒体であることを示すといい。

。しもあります

(委員長退席、中山委員長代理着席) 〇阿部(司)委員 我が国はイギリスとは違い、成 文法の国で、国の決め事は法令の形で定められる でおところでありますけれども、今般の電子法を を定めてこなかったのは政府の怠慢のようにも感 していたとはいえ、長期にわたり根拠となる法律 を定めてこなかったのは政府の怠慢のようにも感 じるところでありますけれども、今般の電子法を さっかけにして官報の根拠法が定められることに ついては、いいことではないかなと思っておりま す。

措置を取っております。

措置を取っております。

措置を取っております。

無に政府は、平成十一年から、紙の印刷物として発行される官報と同じ内容のインターネット版の官報の代わりとしてインターネット版の官報を提出できるようとしてインターネット版の官報を提出できるようといる。

たいと思います。
か果が期待されるのか、御見解を改めてお伺いしますとともに、法制化によりどのようなお何いしますとともに、法制度を整備する意義を

○自見国務大臣 お答えいたします。

組であります。 は、法制分野のデジタル化にとって象徴となる取め、、我が国のデジタル化の基盤となることをとは、法制分野のデジタル化の基盤となることをとは、法制分野のデジタル化の基盤となることを

> 具体的には、官報の電子化によりまして、法令の公布等が電子的に完結し、また法令の公布等が された時点が明確となるほか、ウェブサイトを通 された時点が明確となるほか、ウェブサイトを通 は、官報の電子化によりまして、法令

○阿部(司)委員 国民の利便性が向上するというます。

など、国民の利便性の向上や行政の業務の効率化けれども、機械可読なデータの提供が容易となる

また、官報の電子化によって、今後であります

ます。電子化によりまして、紙の発行が原則はなり平均五千五百部が販売されていると聞いておりの平均五千五百部が販売されております。一日当たは日を除く毎日発行されておりまして、各都道府休日を除く毎日発行されておりまして、各都道府は日本の上お金のことについて続いてお伺いをし御答弁でしたけれども。

れ具体的にお答え願えますでしょうか。そこで、削減される経費と増える経費、それぞと思います。

ステム構築ですとか、新たな経費も発生してくるるんですけれども、一方で、電子化に伴うと、シくなり、紙代の削減による経費の削減が見込まれ

○原政府参考人 お答えいたします。

分はあるものと考えております。 宣報の電子化により、紙の印刷に必要な設備投資を人件費等につきまして、今後、官報に係る書資を人件費等につきまして、今後、官報に係る書

一方、電子化に伴い必要となるシステムの改か難しいものと思っています。
とはなかながながながでありますとか、あるいは検索機能でありますとか、あるいは検索機能でありますとか、あるいははなが、をういったもの場合によってはカラー化とか、そういったもの場合によってはカラー化とか、そういったものとどのような機能を付加するか、機械可読化とが、運用につきましては、官報の利便性向上のたが、運用につきましては、官報の利便性向上のたが、運用につきましては、官報の利便性向上のたが、対策しいものと思っています。

いずれにいたしましても、今後、一年六月以内

○阿部(司)委員 是非、お金がかかり過ぎること

見解をお伺いいたします。の対応をしていくべきと考えますけれども、御への対応をしていくべきと考えますけれども、御の対応はなされていないと承知をしております。の対応はなされていないと承知をしております。

## ○原政府参考人 お答えをいたします。

だというふうに認識をしてございます。クセスすることができるよう配慮することは重要な方につきましても、官報に掲載された情報にアはあるための国の公報として重要な機能を果た周知するための国の公報として重要な機能を果た同知するための国の公報として重要な機能を果た問知するための国の公報として重要な機能を果た

近年、技術の進歩に伴いまして、ブラウザーやおりますが、一方で、課題もあるものと認識をしておりますが、一方で、課題もあるものと認識をしておりますが、一方で、課題もあるものと認識をしておりますが、一方で、課題もあるものと認識をしておりますが、一方で、課題もあるものと認識をしておりますが、一方で、課題もあるものと認識をしておりますが、一方で、課題もあるものと認識をしております。

まだ課題があるものと承知をしております。 してファイルのテキスト情報については誤読が生 といる場合があるなど、利便性や正確性の上ではいま、 とが困難であるほか、特に、 とがあるなど、利便性や正確性の上では、 は、画像化された情報については直ちに読み上げ といる場合があるものと承知をしております。

向けた仕組みについて、丁寧に検討を進めてまい掲載された情報へのアクセシビリティーの向上に関と連携をしながら、目の不自由な方々の官報に内閣府といたしまして、国立印刷局等の関係機

りたいと思っております。

○阿部(司)委員 音声読み上げソフトが普及発達 の「寧な対応、検討を進めていただければと思い とも、法改正を機に、是非、視覚障害の方へのよ してきておるというのは承知をしておりますけれ

思います。 におけるDXを中心にお伺いをしてまいりたいとにおけるDXを中心にお伺いをして、DX、特に霞が関

釈迦に説法でありますけれども、DX、デジタルトランスフォーメーションとは、AI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を用いて、業務フロー改善、新たなビジネスモデルの創出だけではなく、レガシーシステムからの脱却、また、企業や組織風土の変革を実現させることだと、企業や組織風土の変革を実現させることだと

一方で、同様によく耳にするデジタル化は、アーガな業務プロセスをデジタルで処理できるようにすることであり、紙の資料をデジタルデータに置き換えるですとか、手作業していた業務を工にですることであり、紙の資料をデジタル化は、アー方で、同様によく耳にするデジタル化は、アー方で、同様によく耳にするデジタル化は、アー方で、同様によく耳にするデジタル化は、アー方で、同様によく耳にするデジタル化は、アー方で、同様によく耳にするデジタルという。

るわけではありません。 ますが、逆に、デジタル化によってDXが実現すジネスモデルをデジタル化することが前提になりこのため、DXを成功させるためには業務やビ

いると言われております。実際には、世界の中で日本は大きく後れを取って実際には、世界の中で日本は大きく後れを取ってこうしたDXについて、国を挙げての推進とい

いう結果になっております。

本は二十八位と港、三位スウェーデンに続き、日本は二十八位と港、三位スウェーデンに続き、日本は二十八位とお、三位スウェーデンに続き、日本は二十八位という結果になっております。

で行ったため、集計結果が不正確となって、緊急自治体では、感染者数の報告を電話、ファクスうものは白日の下にさらされたと思います。

出社する判こ出社、こういった言葉も生まれまし、関いのでは、アレワークをしっかり導入してい、展間企業でも、テレワークをしっかり導入しているという状況でしたけれども、押印のためだけに、があるという状況でしたけれども、用印のためだけには、デジタルが十分に機能せず、手作業に請処理で、デジタルが十分に機能せず、手作業には、

とかデリバリーサービス、こちらもかなり利用がのが、我が国のデジタル敗戦かと思います。しかし、コロナ禍を経て、Zoomですとか下eamsですとか、こうしたウェブ会議とかテレーをもから、コロナ禍を通じて、医療、行政手続を始めこのコロナ禍を通じて、医療、行政手続を始め

を進めております

す。
が水嶺になってきたのかなと理解をしておりま分水嶺になってきたのかなと理解をしておりま様々な意味で、コロナというのがDXの大きな増えてきたと思います。

この間、我が国では、令和三年には、デジタル起調、こちらが設置をされまして、翌令和四年にはキャッシュレス法が成立して、また、六月にははキャッシュレス法が成立して、また、六月には規制の見直し、また、施策策定の基本方針の一環規制の見直し、また、施策策定の基本方針の一環としてデジタル技術の活用というものがかなり位置づけられて、推進をされてきたと理解をしております。

月まで行うことといたしました。

月まで行うことといたしました。

のデジタル臨調は、構造改革のためのデジタこのデジタル臨調は、構造改革のためのデジタこのデジタル臨調は、構造改革のためのデジタ

では、このアナログ規制の見直しの進捗状況をお何いしたいと思います。また、こちらの進捗に関する御評価を、副大臣、本日お越しいただいに関する御評価を、副大臣、本日お越しいただいだが、また、このアナログ規制の見直しの進捗状況

[中山委員長代理退席、委員長着席]

その進捗状況につきましてはデジタル庁でフォマの進捗状況につきまして、現時点までに合計千六百二十二件の見直まして、現時点までに合計千六百二十二件の見直まして、現時点までに合計千六百二十二件の見直はが完了したというところを確認しております。なお、工程表では本年九月までに見直しが完了する規制は千五百八十三件でありましたけれどする規制は千五百八十三件でありましたけれどする規制は千五百八十三件でありましたけれどもあり、当初の予定を超えるペースで見直しが進んでおります。

まいりたいと考えております。このように、アナログ規制見直しの取組はおおな順調に進んでいるところですが、現在、デジタル庁では、従前の体制を維持しながら、十三名の担当職員によるフォローアップを実施しており、引き続き、関係省庁と協力して、原則、来年り、引き続き、関係省庁と協力して、原則、来年り、引き続き、関係省庁と協力しても取り組んでに、フォローアップ、副大臣としても取り組んでに、フォローアップ、副大臣としても取り組んでは、アナログ規制見直しの取組はおお

○阿部(司)委員 予想を超える、前倒しで進んでおきたいと思いていたので予想外で、是非頑張っていたろういるということで、多分、進捗は厳しいんだろう

創出しやすい社会をつくることとしています。そ造改革を進め、個人や事業者が新たな付加価値を的に検討して、国や地方の制度、システム等の構革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体工のデジタル臨調の開催目的は、デジタル改

はます。 はますけれども、霞が関を見渡してみて、そもそは、民間やほかの組織に比べて、DXの前提となりますけれども、霞が関を見渡してみて、そもそなりますけれども、霞が関を見渡してみて、そもそなりますけれども、霞が関を見渡してみとしてのアナログ規制改革と理解をしておしたの一歩としてのアナログ規制改革と理解をしておした。

す。 ファクス文化なのではないかなと思っておりま その最たるものが、霞が関のペーパー信仰と

います。 そこで、ファクスについてお伺いをしたいと思

す。
書を発出した意図を、副大臣、お尋ねいたしまうものが発出をされております。こうした依頼文らものが発出をされております。こうした依頼文下AXの利用廃止について」及び同追加連絡とい下るので、

#### 〇石川副大臣 お答えいたします。

います。 二〇二一年六月の事務通知についてお尋ねと思

進めることといたしました。

進めることといたしました。

進めることといたしました。

進めるごといたしました。

進めるごといたしました。

進めるごといたしました。

のため、令和三年六月七日付の事務連絡によ

さらに、六月二十五日付の事務連絡におきまし提出するように求めたところであります。めるとともに、廃止が困難な業務、手続があればり、各府省に対しましてファクスの利用廃止を求り、

に求めているところであります。
て、引き続きファクス廃止を積極的に見直すようて、引き続きするものであっても、実情を踏まえて、引き続きするものであっても、実情を踏まえた。
が、各府省から提出された廃止が困難な業務、手

○阿部(司)委員 ありがとうございます。○阿部(司)委員 ありがとうございます。

# ○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

令和三年調査につきましては先ほど副大臣から 本難とした類型に該当するものであっても、実情 を踏まえて、引き続き積極的に見直しを求めたと 承知しております。

また、さらに、令和四年十二月、内閣人事局が また、さらに、令和四年十二月、内閣人事局が 高齢者や障害者向けの手続や相談、また遠 の際、高齢者や障害者向けの手続や相談、また遠 隔離島など電子メールの利用が困難な特殊な環境 の業務などを除けば、既に廃止済み又は廃止予定 であったと承知しております。

促してまいりたいと考えております。
討状況を確認し、技術の進展も踏まえつつ対応を引き続き、ファクスの廃止に向けた各府省の検

○阿部(司)委員 どうしてもファクスをなくせない一部の業務を除いて、大半は廃止の見込みにい一部の業務を除いて、大半は廃止の見込みにも。

それでも、霞が関ですとか国会、ファクス文化

花盛りと感じるのは、議員会館で仕事をしておりますと、各省庁から、これからファクスを送るので返信をお願いしますというような連絡が日常にすいう状況なんじゃないかなと思うんですけれども。例えば、国会質問の答弁者の連絡も、メールも。例えば、国会質問の答弁者の連絡も、メールでお願いしますとお伝えしても、ファクスで来るんですね。メールも送信しておきましたので、ファクスを確認で送りましたというような、こうしたことが続いているわけですよね。こうしたなんですね。

いと思います。
いと思います。
ところで、先日、東京新聞に、「都庁は「原始時ところで、先日、東京新聞に、「都庁は「原始時ところで、先日、東京新聞に、「都庁は「原始時ところで、先日、東京新聞に、「都庁は「原始時

原始時代かと思いましたね。ヤフーのときとは原始時代かと思いましたね。ヤフーのときとはですから。僕にとってインターネットって空気みたいな感じ。都庁内にはWiFiもなかったですから。僕にとってインターネットって空気みたいなものなので、空気ないんだみたいだった。 DXって、きらきらした世界が来るみたいな印象がある。でも物事には順番がある。デジタイゼーランスフォーメーション。最初のデジタイゼーションとは、スマホとかパソコンで資料を作るように、情報をデジタルツールで作ることです。 元々、ここは都庁もできていた。

でも、デジタルの情報を隣の部署で渡すのに、一々プリンターで印刷して渡していたんですよど。まず、その次のデジタライゼーションをやらど。まず、その次のデジタライゼーションをやらど。まず、その次のアジタライゼーションをやらかった。具体的には紙が七割ぐらい、ファクスもやった。具体的には紙が七割ぐらい、ファクスもれん%ぐらい減りました。

前、巨大な地方行政組織であり、国と同じ | の

また昭和なのか。
また昭和なのか。
また昭和なのか。
はたは、これでは、現在、震がらことなんですけれども、それでは、現在、震がりの各省庁に、国会に宮坂氏が降り立ったとした関の各省庁に、国会に宮坂氏が降り立った宮

と思うんですが、いかがでしょうか。ファクス利用廃止の目標年限を区切ったらどうかが、こちら、副大臣の御意見を伺うとともに、が、こちら、副大臣の御意見を伺うとともに、関のDX化、まずステップーのデジタイゼーショ関のアメル、まずステップーのデジタイゼーショ

〇石川副大臣 ありがとうございます。

いるところでございます。 相の事務所も、できるだけレクもオンラインで私の事務所も、できるだけレクもオンラインで

そんな中で、先ほど委員から、ファクス廃止の

目標年限についてお尋ねをいただきました。目標年限についてお尋ねをいただかないけない問め、廃止が困難である、霞が関の中でそういう回答が来ているものも多少ございます。これはやはり、障害者の対応であるとか災害等の緊急対応とり、障害者の対応であるとか災害等の緊急対応といい部分もあろうかと思いますが、委員の御指摘ない部分もあろうかと思いますが、委員の御指摘ない部分もあろうかと思いますが、委員の御指摘ない部分もあろうかと思いますが、委員の御答弁した。

に考えている次第でございます。 そういったことが徐々に解消されまして、DX が浸透していき、その結果としてファクス廃止に向 なか難しいことでありますけれども、こういった なか難しいことでありますけれども、こういった なか難しいことが徐々に解消されまして、DX

の廃止も、是非、目標年限もしっかりどこかのタしで進んでいるわけですから、こちらのファクススープを負している。 アナログ規制のチェックは前倒

う意識でみんなでDXを進めていけたらと思いま しっかりと変えて、ファクスをなくしていくとい 場におられる先生方におかれましても、認識を イミングで表明いただいて、また、こちらに、議

御退席いただいて結構でございます。 石川副大臣はこちらで質問は終わりですので、

○星野委員長 退室いただいて結構です。

○阿部(司)委員 ありがとうございました。 ついてお伺いをしてまいりたいと思います。 次に、霞が関の業務における生成AIの活用に

非常に世界で注目を集めておりますが、こちらの でかなり進んできているなという印象を持ってお 活用、ビジネスシーンですとか、あとは日常生活 近年、チャットGPTに代表される生成AIが

での業務効率化に期待が寄せられております。 章生成AIを活用する余地が大きいと言われてお 治体ですとか官公庁は、チャットGPTなどの文 以上を踏まえまして、霞が関の業務を生成AI 特に、大量の文書を扱う業務が至る所にある自 公務員のなり手不足が深刻化する官公庁

を利用することにより効率化できないかという観

点で質問をしてまいりたいと思います。

国民生活に資する国の行政組織として高いパ あるごとに、霞が関の皆様のやりがいを推進し て、働き方改革を推進することを通じて、是非、 ているところであります。 フォーマンスを上げていただけるよう、日夜訴え ちなみに、私は、当委員会を始めとして、機会

両巨塔が、 霞が関のブラック業務として名高いのは、この 国会対応業務と法制業務とされており

改正は非常に神経を使い、 特に、間違いを許されずに、限られた期間での法 ろ、法制執務事務作業が膨大であり、職員が疲弊 わっている職員の方から話をお伺いしましたとこ し切った様子をリアルに語っていただきました。 以前、霞が関の本府省で、法案改正業務に携 七時間ぶっ通しで読み

になったというようなお話でした。 合わせを行って、終わったときには崩れ落ちそう そこで、法制執務事務の具体的な現状について

お伺いしたいと思います。 今でも確認のために法案の全てを通しで読み合

わせる作業は行われているのでしょうか。お答え

○滝澤政府参考人 お答えをいたします。

うことが基本かと思っております。 様々な作業がございます。読み合わせについて かに、法令協議、用例検索、引用法令の確認など は、議員御指摘ありましたような読み合わせのほ 作業については、条文の正確性を期するために ることは困難でございますけれども、法律の立案 まして、立案作業の実態の詳細というのは把握す 各府省が所管する法令の内容等、様々でござい 基本的に全ての条文についてやっていくとい

きい業務の一つであるというふうに認識をしてお も、時間を要するために、職員にとって負担の大 これらの作業は重要なものでございますけれど

す。 上げていくことにつなげていけるものと考えま ることをなくして、組織全体のパフォーマンスを な業務にシフトすることで、無駄に職員が疲弊す う。人的リソースをこうした労力からより創造的 ど単純な作業を、多大な労力を使って人力で行 ○阿部(司)委員 法案等の文言の整合チェックな

とに対する課題、こちらも是非お伺いできればと す。また、霞が関の業務に生成AIを活用するこ 用というものをお伺いしてまいりたいと思いま そこで、霞が関における生成AIの業務への活

○蓮井政府参考人 お答え申し上げます。

るところでございます。これを受けまして、各府 どの生成AIの業務利用に関し、申し合わせてい しては、関係省庁と連携の上、チャットGPTな 省庁において、 御指摘の生成AIの行政における活用につきま 業務を効率化、 高度化するための

> 検討や、例えば公開資料の要約などに既に活用さ れているものと認識をしてございます。

したリスクを適切に管理しつつ、利活用を進めて があるというふうに認識してございまして、こう いるところでございます。 とか機密情報の漏えいが生ずるリスクなどの課題 一方、生成AIの活用によって、権利侵害です

生成AIの技術を安全かつ効果的に利活用すべ ないところでございますけれども、日々進化する り組んでまいりたいと考えております。 く、環境整備やユースケースの開拓に引き続き取 現時点では、数字的な目標等は特段設定してい

> の生成AIに特化したものでは必ずしもございま 実施してございます。御指摘のチャットGPT等 四年の一月よりAIリテラシー研修というものを

せんけれども、職員のAIに関する基本的な知識

ものを始めているそうです。 チャットGPTを自由に使ってもらう取組という ラインを策定しておりまして、生成AIの業務活 進めておられるという御答弁でしたが、この分野 用に向けて、全局で導入をいたしました。 は地方自治体の方が進んでいるように感じます。 ○阿部(司)委員 こちらの活用を少しずつ検討を 地を標榜しまして、本年四月から職員全体に い情報は入力しないことなどを盛り込んだガイド また、横須賀市、こちらでは、生成AI開国の 本年八月、東京都では、個人情報、機密性の高

を迎えていると思います。 会、そして行政組織も生成AIと向き合って、課 の不正確性、著作権侵害など様々な問題がありま 題を踏まえた上で活用していかざるを得ない時代 もちろん、生成AI、情報漏えいですとか回答 しかし、AIの世紀を迎えまして、世界、 社

きるようなものとも思えません。 まれているそうなんですけれども、六十九ページ りまして、業務利用について一定のことは書き込 員が、A4、四ページの申合せを見て、即対応で にわたる都のガイドラインと比べても、 霞が関においても申合せが取りまとめられてお 現場の職

務への活用に向けた職員研修などを実施していく るとともに、チャットGPTなどの生成AIの業 べきではないかと思いますが、 こうしたガイドライン的なものをより充実させ 研修の現状を含め

> て、こちらの意思も含めて、 ればと思います。 参考人にお伺い

テラシー研修の一環、一つといたしまして、令和 情報システム統一研修というものを行っておりま とか一般職員のITリテラシーの向上のために、 ○蓮井政府参考人 お答え申し上げます す。そのうち、AIにつきましては、この情報リ 政府におきましては、デジタル人材の育成です

おります。 実態も踏まえ、生成AIの業務利用に関する職員 リスクを見極めながら、各府省庁における業務の 研修の実施について検討してまいりたいと思って の習得を図っているところでございます。 今後もさらに、生成AIの技術の進歩ですとか

にも取り組んでいるところでございます。 いったものによって、具体的な現場の実態も踏ま 局とも連携をいたしまして、例えばワークショッ プといったものなども開催してございます。こう えた形でのユースケースの開拓、こういったもの また、デジタル庁といたしましては、内閣人事

やっていただければなと思います。 ける価値提供能力を高めていくというか、こうし を効率化するか、職員の、様々、仕事の場面にお テラシーを高める取組を進めておられるというこ ○阿部(司)委員 この生成AIは、生産性という く、しっかり使い方を学んでいく研修をしっかり た観点で、是非、このスキルをアップさせてい 観点においても爆発的な効果を発揮する大きなイ とでしたけれども、これを活用して、 ノベーションだと思いますので、今もある程度リ いかに業務

りたいと思います。ありがとうございました。 少しだけ早いですけれども、これで質問を終わ

ございます ○斎藤(ア)委員 国民民主党の斎藤アレックスで

だきます。 浅野哲委員の差し替えで本日は質問させていた 大臣もどうぞよろしくお願いいたしま

るところがございまして、国会の活動も野党間で るところもありまして、特に立憲の中谷代議士ま の二法案に関して、私も質問させていただきます れるかもしれませんので、しっかりと質疑にまず のになと思いながら本日も聞かせていただいてお より連携していければより深い国会議論ができる た維新の阿部代議士とは趣旨も含めてかぶってい 入らせていただきたいと思います。 これまで様々、 大分通告の内容がかぶって、丸かぶりしてい 本日も質問はされていましたこ 余り余計なことを言うと怒ら

らも中谷代議士が聞かれていたプライバシー保護 に関して、私も同じ問題意識を持っていますの では、ちょっと通告の順番を変えまして、こち お聞かせをいただきたいと思います。

差別などが行われてきた。それは今でも残ってい 信技術が発達するのに伴う、それと同時に、プラ かと思います。特に二十世紀の後半以降、 する考え方が強化、広がってきたのが人間の歴史 ところがだんだんと改善をされてきて、人権に関 る部分もあるかと思いますけれども、そういった があったり、あるいは、日本でも出自に基づいて 強化をされてきたと思います。昔は、女性の参政 うのは時代とともに変わってきました。広がって 権がなかったり、 てきたのが近年の動向かと思います。 イバシー権に関する考え方も拡大して強化をされ これまで、世界中で、人権に関する考え方とい 、あるいは、ある国では奴隷制度 情報通

昔は本籍が書かれていたものが今では書かれてい ないなど、そういったプライバシー権に関する考 ういったことはしてはならないというふうな新た が当然のようにありましたけれども、今では、そ な規範ができていますし、また、運転免許証には 日本では、戦後も、就職活動の中で出自を聞か 家族の仕事を聞かれたりするようなこと 行政なども取り組んで

いることかと思います

合わせて検討していくべきだと私は考えておりま 公示の内容についても、しっかりと時代の変化に シー権に関する考え方の変化に伴って、官報での のと同時に、やはり、官報の考え方、プライバ ざいますけれども、インターネットが活用される を行う、それが正本になるという法律改正案でご 今回、官報の電子化、インターネットでの頒布

ことが、果たして今のプライバシー権の考え方の はその運用に基づいて、帰化をした人の氏名、生 今回のこの電子化の契機に考えていただきたいと 中でふさわしい運用なのかということは、改めて 年月日、住所などが一律全て掲載をされるという であったり、あるいは国籍法に基づいて、あるい て、破産した方の氏名と住所が掲載をされること いうふうに考えております。 先ほどもお話に挙がりました、破産法に基づい

何いできればというふうに思います。 あったり考え方をしているのか、政府の取組をお 回、官報の電子化に当たって、どのような対策で まず、こういった個人情報の保護の観点で、今

## ○原政府参考人 お答え申し上げます。

等の記事に含まれるプライバシー情報の拡散を阻 つ適当な期間に限り公開をすること、告示、 なくて、官報全体の閲覧、ダウンロードに必要か も、プライバシー情報を永続的に公開するのでは 項を公開する上では、繰り返しになりますけれど これは従前の答弁と同じでございますけれども。 工、 インターネットの特性として、これらの情報の加 報につきましては、官報の電子化に伴いまして、 周知させるために官報に掲載されるものでござい ます。特に、氏名や住所等を含むプライバシー情 止するため、 意する必要があるというふうに考えております。 ては、法令の規定等に基づきまして、一般国民に このため、内閣府のウェブサイトで官報掲載事 破産公告を始めとする官報掲載事項につきまし 流用や目的外利用の危険性が高まることに留 これらの記事を画像化することで、 公示

> ともに、今後の技術の進展に応じた適切な対応を 講ずることとしております いったプライバシー配慮のための措置を講ずると テキスト抽出やテキスト検索を困難にすることと

しながら、適切に取り組んでまいりたいと思って 要でございます。今後とも、関係省庁とも連携を 示、公示の機能が適切に果たされていくことが重 おります。 プライバシーに配慮しつつ、官報が有する告

を、これは電子化の部分というよりかは法務省の シーを守っていくような運用を電子化の部分では とが容易にできてしまうということは想像できま そしてリスト化をされる、公表されるといったこ いただきたいというふうに考えております。 方でしっかりと、私は改めてこの時代に検討して り、どれだけ行っても、そこをしっかりと続けて していく必要があると思うんですけれども、やは すので、しっかりと技術の進歩に伴ってプライバ あれば、これは当然AIなどでも把握をされて、 て、人間が読んでそして把握できるような情報で 行っているとはいえ、やはり技術の進歩に伴っ 個人情報については検索できないような処置を ○斎藤(ア)委員 ありがとうございます この情報を公開する必要があるのかということ いくことは困難だと思いますし、そもそも本当に 既にインターネットで官報が公表されていて、

民が見れるような状態にすることが本当に必要な すけれども、法務省の方、いかがでしょうか 見直していただくことが必要だと考えているんで のか。そのことについて私は検討していただいて 年月日、住所などを全て官報に記載をして、全国 に必要なのか、そして、帰化をした人の氏名、 〇松井政府参考人 お答え申し上げます。 破産者の氏名と住所を全て掲載すること、官報 生

がとうございました。

○斎藤(ア)委員 詳しく教えていただいて、

等を公告しなければならないものとされておりま 定をしたときは直ちに破産手続開始の決定の主文 す。この趣旨は、破産債権者等の関係人に対し、 破産者について破産手続開始の決定がされた事実 破産法によれば、 破産手続開始の決

> することにございます これらの関係人が不測の損害を受けることを防止 を知らせ権利行使の機会を与えることによって、

ります。 氏名及び住所が掲載されているものと承知してお 産手続が開始したのかを特定するため、 そのため、破産公告においては、誰について破 、破産者の

とにより、一律かつ明確に効力を生じさせ、 ことに鑑みて、国の公報である官報に告示するこ を図ることとしております るものであり、特に重大な法的効果を生じさせる の日をもって生来の日本人と区別のない対応とす る点においても、従来の外国人であった者を特定 また、帰化制度は、公法上及び私法上のいかな 周知

ざいます。 生年月日及び住所を官報で告示しているものでご このような観点から、帰化者の帰化前の氏名と

が講じられるものとも承知をしております。 子化後は、プライバシー配慮のための適切な措置 先ほど内閣府から答弁があったように、官報の電 等を官報に掲載することを考えてはおりますが、 たような観点を踏まえ、破産公告や帰化者の氏名 今後の取扱いとしては、引き続き、今まで述べ

りたいと考えているところでございます。 は、その施行に向けて関係機関と適切に連携する とともに、引き続き、状況の推移を注視してまい 法務省としましても、本法案が成立した場合に

提起を続けさせていただきたいと思いますので、 思っております。ほかの方法で代替をするなど、 は、私はやはりそれではいけないというふうに どうぞお取り計らいのほど、 断に検討を続けていただきたいし、私からも問題 あるいは、そもそもこの情報は本当に開示をする 必要があるのかということは、法務省の方でも不 ただ、従前どおりの取扱いを続けるというので よろしくお願い申し

それでは、 電子化のことに関するところ、 質問 上げます。

に入らせていただきたいというふうに思っており

のかというお話に関しても、紙で発行しているも を正本とすることに係る特段の費用は必要ではな れども、それでよかったでしょうか。 うなことはないといった理解をしているんですけ 置が必要だったり、あるいは予算が軽減されるよ 賄っているというようなことを教えていただきま のの費用に関しては国立印刷局が得ている収入で いし、また、電子化で削減できる国の予算はある お話を聞いていますと、今回、電子化されたもの ネットで既に発行していますので、そちらを正本 したので、特に、今回の電子化に伴って、予算措 にするということでございますけれども、事前に 官報を電子化するということ、今、 インター

## ○原政府参考人 お答えをいたします。

は予定していないものと承知をしております。 営費交付金によらずに独立採算によって業務の運 ら委託を受けた国立印刷局において、国からの運 営がなされており、 官報に関する業務については、現在、内閣府か 今回の官報の電子化によりまして、紙の印刷に 今後も、国からの予算の支出

はあるものと考えております。 また、一方、電子化に伴い必要となるシステム 運用につきましては、官報の利便性向上

細についてお答えすることは難しゅうございま 変わり得るものでございます。現時点で経費の詳 のためにどのような機能を付加するか等によって

報の発行に努めてまいりたいと思っております。 進める中で、国立印刷局と連携して、効率的な官 いずれにいたしましても、施行に向けた準備を

いうことだと思いますけれども、いずれにしまし ○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。 これから詳細を検討されて精査をされていくと 公告収入などで賄っている紙の発行でござ

> いますので、そこまで予算が軽減されるというこ とはそもそもないんだというふうに簡単に想像で

きるようになっている申請がありますので、大分 デジタル利用も既に進んでいるわけでございま ネット版を用いて申請を行うということが既にで ましたけれども、今年の閣議決定で、インター これも既に先ほど阿部委員の方から議論があり

あるのか。そのことではなくて、それの後に何 のか、大臣にお伺いをしたいというふうに思いま ういった意義を見出して今回の取組をされている か、これからつながっていくものがあるのか。ど ですけれども、一体そのことにどれほどの意義が 関係が逆転して、電子版が正本になるということ 今回の法律改正によって、電子版と紙の官報の

### ○自見国務大臣 お答えいたします。

等がされた時点が明確となる、こういうことでご が可能となり、国民の方々がより迅速に法令等の トを通じ、いつでもどこでも無料で閲覧すること ざいます。また、正本である官報が、ウェブサイ 法令の公布等が行われたこととなり、法令の公布 ち、ウェブサイトに官報を掲載することをもって とで、法令の公布等が電子的に完結をし、すなわ りましたが、今回、官報の電子版が正本となるこ 情報にアクセスできるようになります。 て法令の公布等が行われてきたこととされてまい これまでは、紙の官報が掲示されたときをもっ

部数が一定程度減少することが見込まれますの

必要な設備投資や人件費等について、今後、発行

で、この点においては経費の削減につながる部分

械可読なデータの提供が容易となるなど、国民の 促進することが期待されております。 利便性の向上や行政の業務効率化に資する取組が さらに、官報の電子化によりまして、今後、機

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。

部門で遅れている部分が多いかと思いますので、 ますので、本当に、政府のデジタル化、特に行政 すけれども、やはり象徴的な意味も強いかと思い こういったところも契機としながら、 実務的な利便性の向上ももちろんあると思いま 更にデジタ

> ル化を進めていただきたいというふうに考えてお ります。

いうことを何点か続いて質問させていただきたい 改正案には賛成でございますので、その前提の下 で、今回の法改正がどういった意味を持つのかと 我々国民民主党会派としましては、今回の法律

のであるというふうに理解をされているという状 戦後はそれが慣習法によって、紙で頒布をするも よってしっかりと定められていましたけれども、 されるものであるということは、戦前は勅令に ているわけでございます。官報は紙媒体で頒布を と。」というふうに、国事行為の一つが規定をされ 況でございます。 「憲法改正、法律、政令及び条約を公布するこ まず、憲法との関係でございます 天皇の国事行為を定めた憲法七条の一号には、

のか。政府の考えをお伺いしたいというふうに思 関しては想定を何らしていないということであっ とも、憲法の公布の規定に関しては、その方法に るものなのか、解釈変更を伴うものなのか。それ 法の想定しているやり方について何か変更を加え 布の規定がなされているものだと思います。 ですけれども、そういった理解に基づいてこの公 という、当時は勅令があって、そして今は慣習法 法というものは、公布というものは紙媒体で行う 布をされたものでございますけれども、当然、憲 て、憲法解釈の変更には当たらないという理解な 今回の法改正というのは、その公布に関する憲 日本の今の憲法は一九四六年の十一月三日に公

○原政府参考人 お答えをいたします。

います。

くことであると承知をしております。 公表して、一般国民が知ることのできる状態に置 一般に、法令の公布とは、成立した成文の法を

子的に発行される官報をもって公布が行われるこ でございます。今回の電子化によって、今後は電 物である官報をもって公布が行われてきたところ この公布の方法については、これまで紙の印刷

ととなるわけでございます

変更は生じないわけでございます。 成立した成文の法を公表するという公布の意義に が生ずることになるわけでございますけれども、 このように、公布の方法については実態上変更

○斎藤(ア)委員 分かりました。ありがとうござ

をいたしました。ありがとうございました。 に想定はなく、憲法解釈の変更には当たらないと いう御答弁かと思いますけれども、その点、 憲法に記載されている公布の方法に関しては特

をしたいと思います。 次に、史料としての官報の扱いについてお伺い

ものが国立国会図書館に納本されているというこ 極めて重要なイベントでございますので、こう されているわけでございます。憲法の公布という として国立国会図書館のホームページでも公開を されて納本されているということで、史料の一部 も、このときには特別に、納本する際には署名を 本するようなものではないと思うんですけれど とで、本来、官報というのは誰かが署名をして納 の両院議長の署名とか総理大臣の署名がなされた 国憲法の公布のときの特別号外の官報には、 れている例として、これも先ほどちょっと言いま とが紹介をされていましたけれども、 ときに手書きでされたものがあるというようなこ たものがなされていると思います。 いったことが当時の立法関係者の知恵によって、 知恵というか思いつきというか、ちょっと当時の したけれども、昭和二十一年、一九四六年の日本 の、署名がされた官報が国立国会図書館に納本さ 方に聞かないと分かりませんけれども、こういっ これまで官報の中には、先ほども関東大震災の もう一つ

なくなるということかと思いますけれども、 価値があるようなものというのは官報では生まれ 書館に保存をされていくということになりますの 書館に納本するのではなくて、電子データが公文 今回、電子化をされて、紙のものを国立国会図

点について、政府の方で問題意識を持っていた ○原政府参考人 お答えをいたします しょうか。教えていただければと思います。 あるいは検討されたようなことはありますで

ら署名を集めたものと推測されると承知をしてい 著名な方々のサインが載っかったものにつきまし 氏が憲法公布の記念とするために主要な関係者か 文書として国立国会図書館に寄贈されたものであ るところでございます ては、当時の法制局長官である入江俊郎氏の個人 御指摘の日本国憲法の公布がなされた官報への 国立国会図書館のウェブサイトによれば、同

どもとして、ほかに承知をしてございません。そこのように官報にサイン等がされた事例は、私 があるかという趣旨でいえば、そういう意味は有 していないものでございます。 もそも、当該官報になされたサインは法的な意味

討を行っていないところでございます。 資料として残す観点については、今回、 しいただいたようなサイン等がされた官報を歴史 このため、官報の電子化の検討に際して、お示 特段の検

ものであろうというふうに承知をしております。 今後も同様に御署名原本が保存されることになる 名原本が国立公文書館において保存されており、 しては、例えば、法律及び政令の公布に係る御署 なお、むしろ、歴史資料として重要な公文書と

○斎藤(ア)委員 詳細に教えていただき、ありがとうございまし ありがとうございます。

非、引き続きのお取組をよろしくお願いいたしま 向上につながることを祈念しておりますので、是 を契機に、デジタル化が進んで、日本の生産性の これでもう終わりますけれども、今回の法改正

ありがとうございました。

○星野委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。 官報発行法案について大臣にお尋ねをいたしま

割があるのか、この点について御説明をいただけ そもそも官報とは何なのか、官報にどのような役 官報の発行の法律を作るということですので、

○自見国務大臣 お答えいたします。

て国民に周知させるための国の公報でございま 官報とは、国の法令や公示事項を記載し、 そし

〇自見国務大臣 失礼いたしました。 ○塩川委員 どういう役割があるんでしょうか。

でございます。 たり発行され、広く国民一般に定着しているもの 官報は、国の公報として、明治以来、長年にわ

すが、これまでに広く国民一般に定着をしている 報の発行方法等の必要な事項を規定してございま とはしておりません。 生ずるものでなく、また、その名称も変更するこ 国の公報としての官報の位置づけ自体には変更が 本法律案については、官報の電子化に伴い、官

ざいます との定義の規定は設けていないということではご これらのことから、法律において官報というこ

したかったんですが。 て、役割がどのようなものなのかというのを確認 〇塩川委員 いや、定義の話はまだ聞いていなく

○原政府参考人 お答え申し上げます。 な役割を果たしてきたものでございます。 官報は、創設以来、国の法令や公示事項を掲載 国民に周知させるための国の公報として重要

により公告し、それによって法的効力が生ずるこ 必要がある公告についても、官報に掲載すること まして、また、例えば、多数の関係者に周知する 報は法的関係を確定させる役割をも有しておりま とが法令で定められている場合があるように、官 法令等の公布は官報をもって行われてきており

掲載によって法的な効果が生ずるものだというお 話であります。 ○塩川委員 法令等の公布の手段と同時に、官報 そういう点では、 国民の権利義務

とでありますけれども。 ます。国民に周知させるための国の公報というこ にも影響が生じ得るものが官報ということであり

公文書として位置づけているということなんで に移管するとあるんですけれども、これは官報を 第十三条で、官報の電磁的記録について公文書館 しょうか 加えて、ちょっとお聞きしたかったんですが、

○原政府参考人 お答えをいたします。

けれども、保存のために公文書館に移管をすると いうことでございます。 公文書として位置づけるわけではございません

文書が国立公文書館に移管をされて、また、国民 に広く公開、閲覧対象とするというものでありま になりますと、公文書の中でも歴史的な重要な公 ○塩川委員 国立公文書館に移管するということ

ているということを意味するということでしょう 的資料として、重要な公文書としての役割を持つ 記録を移管するというのは、官報そのものが歴史 そうなりますと、国立公文書館に官報の電磁的

○原政府参考人 お答えをいたします。

いう位置づけでございます 特定歴史公文書として重要な意味を持つものと

けもあるんだということであります。 さに歴史資料として重要な公文書としての位置づ ○塩川委員 今お話しのように、特定公文書、 ま

重要な役割を果たしているのが官報ということに じ得る、そういう点での、重要な事項について公 る、そのことによって国民の権利義務に影響が生 載が法的効果が生ずることを定めているものもあ ば、法令等の公布の手段であると同時に、官報掲 要な役割がある。その中身として、役割とすれ を保障するものになっているということも併せて なります。まず、このこと自身が国民の知る権利 が、国民に周知させるための国の公報としての重 にする手段としての役割を果たしている、極めて 大臣にお答えいただけたように、官報というの

指摘をしておきます

うのはおかしいんじゃないですか を作る際に、官報の定義や役割を規定しないとい そういう重要な役割を持つ官報についての法律

て、明治以来、長年にわたり公布され、広く国民 いうことでございますが、官報は、 ○自見国務大臣 官報の定義を規定しないのかと に定着しているものでございます。 このため、本法案においては、官報の電子化に 国の公報とし

することとはしておりません。 更が生じるものではなく、また、その名称も変更 おりますが、これまでに広く国民一般に定着して 伴い、官報の発行方法等の必要な事項を規定して いる国の公報としての官報の位置づけ自体には変

れはきちっと規定するというのは大前提だと思う あれば、発行方法だけを決めるのではなくて、 多くいらっしゃるときに、官報の法律を作るので く定着をしているということではないと思います けですよ。官報とは何なんですか、官報の役割は 知しておりませんけれども、官報の法律を作るわ んですけれども、入れないのはおかしいんじゃな いですか。 報そのものがどんなものなのか、定義、役割、こ そういう基本的なことについて、それが国民に広 何ですかと、お答えになっているわけですよね。 ○塩川委員 貨幣という法律があるかどうかは承 も定義が置かれていないのと同じでございます。 ついての定義の規定は設けていないということで ございます。例えば、通貨及び貨幣といったこと このようなことから、本法案においては官報に 官報って何だろうねと疑問を持つ国民の方も

○原政府参考人 お答えをいたします。

ざいます 割を果たしているということは、これは事実でご そういう意味で官報そのものが非常に重要な役

そういう場合がございまして、 念については改めて定義規定を置く必要が薄い、 も、立法のときにおいて既に広く定着している概 先ほど大臣からも御答弁ございましたけれど

○塩川委員 納得のいくものではありません。 一義規定を置かなかったということでございます。 いるものというふうに理解をしておりまして、定 一ましても、立法時に既に広く概念として定着して

ておきます。ということを改めて申し上げ割、それをきちっと条文上も規定をするということが求められているということを改めて申し上げ割、それをきちっと条文上も規定をするということが求めておきます。

けているわけです。報についてですけれども、第八条で閲覧期間を設っているですけれども、第八条で閲覧期間を設っている官

今、官報の重要な役割をるる確認をしてきたとういう官報について、閲覧期間を設ける必要はらいった、特定重要公文書等にも当たるような、三ろですけれども、国民に広く周知させるためのころですけれども、国民に広く周知させるためのころですけれども、国民に広く周知させるためのころですけれども、国民に広く周知させるといるがあります。

### )自見国務大臣 お答えいたします。

要があると考えているところであります。官報掲載事項につきましては、法令の規定等に目的外利用の危険性が高まることに留意をする必らかあると考えているところでありますが、プライバシー情報につさましては、官報の電子化に伴い、インターネットの特性として、これまでの情報の加工、流通やトの特性として、これまでの情報の加工、流通やトの特性として、これまであります。

ものでございます。
ものでございます。
ものでございます。
ものでございます。

載されております。 しておりますインターネット版官報は九十日間掲しておりますインターネット版官報は九十日間掲ます。また、国立印刷局が情報提供として公開をなお、現在の紙の官報の掲示期間は一日であり

が基本じゃないでしょうか。

が基本じゃないでしょうか。

が基本じゃないでしょうか。

が基本じゃないでしょうか。

が表本じゃないでしょうか。

が基本じゃないでしょうか。

要はないんじゃないですか。 九十日間とされている閲覧期間を、制限する必

○原政府参考人 お答えをいたします。

先ほど大臣から御答弁ありましたとおり、メ先ほど大臣から御答弁ありましたとおり、メライバシーへの配慮の観点等から支障がなめ、プライバシーへの配慮の観点等から支障がない官報掲載事項につきましては永続的に公開をするということにした上で、法令を始いて報掲載事項につきましては永続的に公開をするということでございます。

ん。

利便性についても対応すればいいだけのことで ことであって、その上で、プライバシーの保護や ずに閲覧を可能とするということこそふさわしい まさに重要な公文書として位置づけるというので 果が生ずる、国民の権利義務に影響が生じ得る、 け、その中に、当然、法令の公布手段、法的な効 ですよ。でも、本来、重要な役割を果たす官報に 九十日ぐらいが適当だと言っているだけの話なん が必要ですと。また、当座の利便性という点でも ですよ。公文書館の話は別の話でありますので。 ○塩川委員 いや、そもそも閲覧期間を設ける必 あれば、これはやはりきちっと、閲覧期間を設け ついて、国民への周知の国の公報として位置づ 要がないんじゃないかということを聞いているん 今お話を聞くと、いや、プライバシーへの配慮 閲覧期間を設ける理由にならないじゃな

いですか。

○原政府参考人 お答えいたします

 ○塩川委員 いや、私の案も一案だというんだっろうとは思いますけれども、私どもとして、現 れの官報の掲示期間は一日であること等々から考 えまして、九十日間が適当であろうというふうに 判断をさせていただいたところでございます。

○原政府参考人 お答えをいたします。

たら、そういうことは検討会議で検討されたんで

官報電子化の基本的考え方、官報電子化検討会にれる。」ということでございました。

検討されていないということですね。 ○塩川委員 ですから、閲覧の期間を制限をする の塩川委員 ですから、閲覧の期間を制限をする

○原政府参考人 お答えを申し上げます。
○原政府参考人 お答えを申し上げます。

○塩川委員 一定の期間を設けずにといった議論の前提として、その期間を設けずにといった議論

○原政府参考人 お答えをいたします。

ですから、定義もない、役割についての規定もいうことなんじゃないでしょうか。

すか。 ない、そういう議論になっているんじゃないで というのがベースになっているから、今言った中 ない、そういう議論で、発行方法だけを議論する

じゃないですか。大臣、いかがですか。るという点では、もう一回出し直す必要があるんそういう点でも、今回の法案は極めて不備があ

今回、プライバシーへの配慮の観点から支障がの自見国務大臣 お答えいたします。

ない官報の掲載事項については永続的に公開をさ

インターネットの特性として、これまでの情報加プライバシーについても、官報の電子化に伴い、に官報に掲載されるものでありますが、同時に、に管報に掲載されるものでありますが、同時に、年後、官報の掲載事項については、法令の規定

ての法制化が必要だということで御理解賜ればとの象徴ということと、デジタル化をするに当たっ今回の法律の提出につきましては、デジタル化

意する必要がある、こういう考えの下で一定の整工、流通や目的外使用の危険性が高まることに留

理をさせていただいたものでございます。

○塩川委員 デジタル化の象徴というんだったら、デジタルであれば、閲覧期間を制限する必要ら、デジタルであれば、閲覧期間を制限する必要

○自見国務大臣 繰り返しになって申し訳ございます。

て、もう一回差し戻して議論した方がいいんじゃでもあったわけですから、そういったことを含めいては閲覧期間を設ける、そういうやり方があるというのも一案だという話を、今政府参考人の方というのも一案だという話を、今政府参考人の方というのも一案だという話を、今政府参考人の方というのも一案だという話を、今政府参考人の方があるというのは、その一部を永続的にと言っているだけなのに、まない。

か。ないですかと言っているんですが、いかがです

○原政府参考人 お答えをいたします。

に理解をしております。会議の下でそういう結論になったものというふう会議の下でそういう結論になったものというふう

ます。
○塩川委員 まともな議論があったというふうに

障されるんでしょうか。 後、過去に遡って官報を閲覧するということは保 この法案について、今回の法律で、じゃ、今

### ○自見国務大臣 お答えいたします。

本法案及び整備法案の規定によりまして、これとが可能でございます。

ます。のいずれについても閲覧することは可能でございのいずれについても閲覧することは可能でございに発行された官報及び法改正後に発行される官報なお、国立国会図書館等においても、これまで

○塩川委員 ちょっと時間がないので、もうここで終わりますけれども、やはりもう一回考え直しで終わりますけれども、やはりもう一回考え直しで終わりますけれども、やはりもう一回考え直している。

#### ○星野委員長 次に、緒方林太郎君。

この法律なんですけれども、電子化に関するこ大臣、お疲れさまでございます。 大臣、お疲れさまでございます。

いんですね。

いんですね。

この法律なんですけれども、電子化に関することについて、法律とか大臣の提案理由説明を聞いとについて、法律とか大臣の提案理由説明を聞いとについて、法律なんですけれども、電子化に関することの法律なんですけれども、電子化に関することに対している。

象徴であると。デジタル化の象徴であるからデジー理由説明で何を言ったかというと、デジタル化のそもそも法律に目的規定がない。そして、提案

タル化します、それはただのトートロジーでありまして、意味のないことなんですけれども。いろいろな可能性があると思います。紙を減らすとか、無償でやり取りできることを促進するとすとか、無償でやり取りできることを促進するとすとか、無償でやり取りできることを促進するといるいとなんですけれども。

### ○自見国務大臣 お答えいたします。

さるようになるものでございます。とれまで官報は有料の紙の印刷物でありましたでも無料で官報を閲覧することが可能となり、国でも無料で官報を閲覧することが可能となり、国でも無料で官報を閲覧することが可能となり、国

明確となります。
明確となります。

たことが期待されるところであります。をことが期待されるところであります。解の入稿から掲載までの作業時間の短縮といっなデータの提供、あるいは、官報に掲載を依頼す取組が促進されることとなり、例えば、機械可読取組が促進されることとなり、例えば、機械可読取組が促進されるところでありまして、今後、国

○緒方委員 その中で、私は、検索可能性を高めるということがあるかなと思ったんですけれど

事実でしょうか。全ての個人情報を画像として取り、法令検索で公告と検索すると、法律だけでにしているというふうに聞いたんですが、これは四百四件ありました。この中には、実は様々な個のではないかと思いますが、レクのときに聞いてみると、そういう個人情報についても全て画像化みると、そういう個人情報についても全て画像化させ、テキスト化することができないようにしたさせ、テキスト化することができないようにしたさせ、テキスト化することができないようにしたさせ、テキスト化することができないようにしたさせ、テキスト化することができないようによりでしているというように関いたのでは、実は様々な個四百四件ありました。この中には、実は様々な個四百四件ありました。

り込むということをこれからも続けていかれるということでしょうか。大臣。

○原政府参考人 お答えをいたします。

と思います。と思います。と思います。と思います。

さ|ね。 | 〇**緒方委員**| レクのときの説明と少し違いました

大臣、是非御理解いただきたいと思うんですけれども、全ての個人情報を全部画像化して、テキストとして取り込むことができないようにしてしまうとして取り込むことができないようにしてしまうというのは、ちょっとそれはやり過ぎなんじゃないかと私は思うんですね。これは真摯なる検討を求かと私は思うんですね。これは真摯なる検討を求めたいと思います。大臣、一言。

○自見国務大臣 お答えいたします。

てまいりたいと思います。
ンスを取りつつ、しっかりと問題意識を受け止め利便性の向上とプライバシー保護の両方のバラ

すね、個人情報でもばちんと出てきます。
でいるため、検索可能性がむちゃくちゃ高いんでいるため、検索可能性がむちゃくちゃ高いんでは、こちらは現在、全て情報をテキストで提供している方料の官報検索サービスについてが実施している有料の官報検索サービスについてが実施しているのが、現在国立印刷局

レクのときに聞いて、私、それはまずいと思ったのが、今回のこの法改正を契機に、国立印刷局と協議した上で、この官報検索サービスについても画像提供をして、検索可能性をなくす方向で相談しているというような話がありました。そうすると、そういう過去の検索サービスは何かというと、何の検索可能性もない画像の膨大なデータだと、何の検索可能性もない画像の膨大なデータだけがあるんですね。

いますが、官房長、いかがですか。 検索可能性をしっかり残すべきだというふうに思料のデータのところについては、ある程度個人のは、これはよくないと思いますし、少なくとも有は、これはよくないと思いますし、少なくとも有

> ○原政府参考人 国立印刷局におきましては、現 ○原政府参考人 国立印刷局におきましている を超えた利用を禁止するなどの措置を講じている を超えた利用を禁止するなどの措置を講じている を超えた利用を禁止するなどの措置を講じている ところでございます。

委員御指摘のようなところにつきましては、やな、利便性とプライバシー等々とのバランスをどの辺で取るのかということの御議論だと思いますので、その辺りも含めて、内閣府において、プライバシーへの配慮措置等についても確認した上でイジーへの配慮措置等についても確認した上で入びするようなことを考えたいと思います。

○緒方委員 よろしくお願いいたします。

私自身、例えば、さっき、個人で使う限りにおいてということでしたが、国会での作業に使うために、官報に掲載されている個人に関する情報を国立国会図書館に聴取してみると、やはり、国立印刷国会図書館に聴取してみると、やはり、国立印刷国会図書館に聴取してみると、やはり、国立印刷の有料官報サービスと契約した上でそういうで何かやろうとするときに情報として提供しているんですね。

緒方林太郎が過去に何かやらかしていないだろうかというのを調べたいと思う方が仮にいたとして、全て画像になってしまうと、もう私の名前はひっかからないんですね、そういうことがないように努めたいと思いますので、これは今回の法律の射うところがありますので、これは今回の法律の射きところがありますので、これは今回の法律の射っところがありますので、これは今回の法律の射っところがありますので、これは今回の法律の射っところがあります。大臣、

○自見国務大臣 お答えいたします。

今般、本法案の検討に先立つパブリックコメンかあるものと考えてございます。

○緒方委員 先ほどから、破産者マップや帰化情にいて多くの議論がありました。非常に関心高く聞いたわけでありますが、破産者マップというのは、よく考えてみると、あれは金融機関がうのは、よく考えてみると、あれは金融機関がられているものではないんだろうというふうに思られているものではないんだろうというふうに思られているものではないんだろうというふうに思られです。禁じられるのは何かというと、これをうふうに理解しております。でなければ、金融機りはどこでも持っていますよ、ブラックリスト。それを作ること自体も駄目だということになるので、恐らくそういうことではないんだろうと思う。

りますが、官房長、いかがでしょうか。格に対応すべきものだというふうに思うわけであそうすると、それは個人情報保護法の枠内で厳

○原政府参考人 お答えを申し上げます。

た上で検討させていただきたいと思います。外ではございますけれども、御指摘をよく踏まえ個人情報保護法につきましては、ある意味所管

○緒方委員 最後に、大臣に一言だけ。

があるのかなと思ってしまいました。
下がる可能性を、私はレクのときに、その可能性
にはないで、副次的な結果も含めて、利便性が
にがぶわっと増えることによって、むしろ、この

すか。 していただきたいと思いますが、大臣、いかがで 利便性を下げることはしないというふうに断言

〇自見国務大臣 お答えいたします。

うことが非常に重要だというふうに思ってござい利便性とプライバシーの両方に配慮をするとい

す。 を員いろいろ御指摘いただきました問題意識も す。

| ○緒方委員 終わります。

○年野委員長 次に、櫛渕万里君。

記慮のための昔置を取ることも必要とされていまた官報電子化の基本的考え方には、プライバシーこの官報法改正案について、検討会議のまとめての官報法改正案について、検討会議のまとめ

点、御見解をお伺いいたします。
は、御見解をお伺いいたします。
に行うべきではなかったかと考えますが、このに行うべきではなかったかと考えますが、このに行うべきではなかったかと考えますが、このに行うべきではなかったかと考えますが、本法案にはその結論が見当たりません。

○自見国務大臣 お答えいたします。

一般に周知させる必要がございます。 官報に掲載されておりますプライバシー情報等 を含む公告等につきましては、一般に周知させる 必要があることから、個別の法令の規定に基づき まして官報に掲載されているものでございまし て、これらは官報の電子化の後においても同様に すき い要があることから、個別の法令の規定に基づき まして自報に掲載されておりますプライバシー情報等

また一方、プライバシーの配慮につきましてでます。

同時に検討すべき事項じゃないんですか。それが同時に検討すべき事項じゃないんですか。それがする告示そしてまた公告の機能が適切に果たされする告示そしてまた公告の機能が適切に果たされ度意識も踏まえながら、関係省庁とも連携しながら適切に進んでまいりたいと思ってございます。ら適切に進んでまいりたいと思ってございます。ら適切に進んでまいりたいと思ってございます。の構刻委員 検討会議でもパブリックコメントでもそのような声が出ているのであれば、今こでもそのような声が出ているのであれば、今では、対しているのであれば、今後、技術の進展に応じまして、プライバシー

案の大きな欠点であると考えます。ティブ情報の取扱いが不明確であるのは、この法も、利便性、効率性ばかりが強調され、センシウ回の、官報が法的根拠を持つのはよいとして大臣のリーダーシップだと思いますよ。

て、担当副大臣にお伺いをいたします。で、残りの時間は、こども未来戦略方針についところでありますが、今は所掌が違うということところでありますが、今は所掌が違うということという。

負担を生じさせないとしています。 度までに徹底した歳出改革を行い、実質的な追加度までに徹底した歳出改革を行い、実質的な追加

ひ革で生み出せるとは到底思えません。 改革で生み出せるとは到底思えません。 改革で生み出せるとは到底思えません。

また、副大臣、二〇二八年度までに実質的な追また、副大臣、二〇二八年度まで、その後は増税があり得け、つまり二八年度まで、その後は増税があり得れていますが、これは、加速化プランの期間だれていますが、これは、加速化プランの期間だれていますが、これは、加速化プランの期間だまた、副大臣、二〇二八年度までに実質的な追また、副大臣、二〇二八年度までに実質的な追

安定財源を確保と書かれています。 安定財源を確保と書かれています。

スで九・四兆円、国と地方の事業費ベースで十六るわけですが、いずれも、こども家庭庁予算ベーるわけですが、いずれも、こども家庭庁予算ベートのら総理が繰り返し言っている予算倍増、倍時年のら総理が繰り返し言っている予算倍増、倍

の法 です。思い出すのは、過去にも似たフレーズがあンシ では、この安定財源は何なのかということなんして 模を安定財源でやると言っているわけですね。

では、この安定財源は何なのかということなんです。思い出すのは、過去にも似たフレーズがありました。あの消費税八%、一〇%、これの増税成案です。そこには、消費税収を主たる財源といて安定財源を確保と書かれており、安定財源といて対議を確保と書かれており、安定財源といるは消費税を指すことは今や自明の理と言える状況ではないでしょうか。

ま。、ひどいコロナ禍で経済が落ち込み、そこ事実、ひどいコロナ禍で経済が落ち込み、そこに歴史的な物価高が押し寄せ、国民は賃金が上がらず、食費を切り詰め、これほど苦しい生活を強らず、食費を切り詰め、これほど苦しい生活を強いらず、食費を切り詰め、これほど苦しい生活を強いらず、食費を切り詰め、これほど苦しい生活を強いらず、食費を切り詰め、これほど苦しい生活を強いる。

言わねばなりません。
言わねばなりません。
第のであり選択肢の一つとか、少子化の財源も中長的であり選択肢の一つとか、少子化の財源も中長のであり選択肢の一つとか、少子化の財源を中長のであり選択して安定

副大臣、この安定財源とは、やはり消費税では

〇井林副大臣 お答え申し上げます。

ないんですか、違いますか。お答えください。

の基本骨格をお示しをしてございます。
方針でございますが、加速化プランに必要な財源
月十三日に閣議決定いたしましたこども未来戦略
まず、少子化対策の財源につきまして、本年六

全世代型社会保障を構築する観点からの歳出改全世代型社会保障を構築する観点からの歳出改なとしております。そして、これらを行う中で新たな枠ります。また、経済活性化、経済成長への取組を先行させる。そして、これらを行う中で新たな枠組みを構築するという形で、安定財源を確保する組みを構築するという形で、安定財源を確保することとしております。

○櫛渕委員この安定財源とは消費税ではないでかったというのが今日のお答えと受け止めましかったというのが今日のお答えと受け止めましかったというのが今日のお答えと受け止めましかったというのが今日のお答えと受け止めました。

れば、少子化は加速し、ますます日本は……れば、少子化は加速し、ますます日本は……れば、少子化は加速し、ますます日本は……れば、少子化は加速の正体なんですよ。将来が安心、これがなければ子供を持てない。そうじゃありませんか。なのに、消費税増税にしても支援金制度にしても、結局は国民負担を増やすことになる。そうすも、結局は国民負担を増やすことになる。そうすれば、少子化は加速し、ますます日本は……

○星野委員長 櫛渕君に申し上げます。

○櫛渕委員 国家自滅の道になってしまいます。○本、れいわ新選組は全国でストップ増税のデモー○本、のです。 単税 国家自滅の道になってしまいます。

)櫛渕委員 失われた三十年の痛みの声と政府に

**)是予を引き** 申合せり与引が圣動して合りまた財源には消費税増税はしない、そして…… 財源には消費税増税はしない、そして…… か子化対策の

○星野委員長 申合せの時間が経過しております

○櫛渕委員 消費税廃止、このことを強く求め

これにて両案に対する質疑は終局いたしましてれにて両案に対する質疑は終局いたしまし

○星野委員長 これより両案を一括して討論に入

塩川鉄也君。
討論の申出がありますので、これを許します。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表し、官報発行法案と整備法案の両案に反対の討論を行いま

官報発行法案の重大な問題は、国民への公開を明記せず、官報に閲覧期間を設け、閲覧に制限をかけていることです。九十日間とされる閲覧期間がけていることです。九十日間とされる閲覧期間がり、プライバシー保護などを口実として、恣意のは、法令と、内閣府令で定める事項となってるのは、法令と、内閣府令で定める事項となってるのは、法令と、内閣府令で定める事項となってるのは、法令と、内閣府令で定める事項となって、意見を、対している。

官報に閲覧期間を設けることは、国民の知る権利を保障することこそ行うべきです。 というによう保存、公開することで、国民の知いな配慮を行いつつ、官報を永続的に情報への適切な配慮を行いつつ、官報を永続的に関門できるよう保存、公開することで、国民に権利を保障することこそ行うべきです。 あわせて、国民に権利を保障することこそ行うべきです。

う整備法案にも反対であることを申し述べ、討論官報発行法案との整合性を取るための改定を行利を狭めるものであり、反対です。

○星野委員長 これにて討論は終局いたしました。

七名の出席を求め、

説明を聴取いたしたいと存じ

○星野委員長 起立多数。よって、本案は原案のついて採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)(量成者起立)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。不案に賛成の諸君の起立を求めます。不知提出、官報の発行に関する法律の施法決いたします。

(賛成者起立) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○星野委員長 起立多数。よって、本案は原案のと野びりは、本案は原案のと決しました。

いたいと存じますが、御異議ありませんか。報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

○星野委員長 御異議なしと認めます。よって、

〔報告書は附録に掲載〕

○星野委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

\*\*\*

午後一時開議

○星野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

PP等政府対策本部国内調整統括官武藤功哉君外手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房工本件調査のため、本日、政府参考人として、お本件調査のため、本日、政府参考人として、お策・CPTPP等について調査を進めます。

[「異議なし」と呼ぶ者ありますが、御異議ありませんか。

○星野委員長 御異議なしと認めます。よって、

今日は、一昨日の当委員会での、まず内閣法制 ○馬淵委員 立憲民主党の馬淵でございます。 これを許します。馬淵澄夫君。

局の答弁について問いたいと思います。
それは、一昨日、これは木村参考人からですが、私の問いに対して、憲法十四条のこの件に関が、私の問いに対して、憲法十四条のこの件に関が、私の問いに対して、憲法十四条のの外として認められた特殊な地位を取得するものでございますので、憲法十四条の問題は生じないものとも言えております、こう答弁されました。ここでは結論だけを述べられて、この論理の流れというのが明らかではありません。

し上げます。 ○木村政府参考人 現時点では具体的な制度を念 ○木村政府参考人 現時点では具体的な制度を念 で端的にお答えいただきたいと思います。 民が第十四条の例外となるのか。これは順を追っ とこで、内閣法制局、どのような論理で一般国

まず、前提といたしまして、憲法は、第十四条において法の下の平等を定めつつ、その特則の規定と解される第二条におきまして皇位は世襲のもして、これらの制度を円滑に運用することは憲法して、これらの制度を円滑に運用することは憲法して、これらの制度を円滑に運用することは憲法して、これらの制度を共滑に運用することは憲法とする自族とする制度を法律によって創設することを可能とする制度を法律によって創設することを可能とする制度を法律によって創設することについては、憲法自体が許容しているものと解されます。

その上で、皇統に属する方のうちいずれを皇族

生ずるものとは認識しておりません。 (ひます限り、憲法十四条との関係において問題が なます限り、憲法第二条、第五条等を踏まえまして、法律において養子となる方の範囲を適切に定 なまで、法律において養子となる方の範囲を適切に定 ないます限り、憲法第二条、第五条等を踏まえまして、法律において養子となる方の範囲を適切に定 ないます (のます) かいます (のます) がいます (のます) かいます (のます) がいます (のます) がいます (のます) がいません。 (のます) かいます (のます) がいます (のます) がいます (のます) がいます (のます) がいません。 (のます) がいます (のます) がい

○馬淵委員○馬淵委員そうでありますと、皇室典範かある○馬温委員○馬温委員○の方を皇族とするという、ある意味、平等原則から離れることになります。○馬淵委員そうでありますと、皇室典範かある

また、皇族の範囲につきましては、法律の定めるところに委ねられていると解されますことから、現時点では具体的な制度は明らかではございら、現在一般国民である、例えば旧宮家の方々をて、現在一般国民である、例えば旧宮家の方々をたしましても、憲法の許容するところであると考たしましても、憲法の許容するところであると考えております。

□馬淵委員 大変重要な答弁を今いただいたと

ですい。去削弱。

○木村政府参考人 先ほど来申し上げておりますのは、あくまでも、憲法十四条の特則の規定との相互関係においてそのようなことが 項の規定との相互関係においてそのようなことが 成り立つのではないかということを申し上げております。

○馬淵委員 内閣法制局、済みません。今の説明 ○馬淵委員 内閣法制局、済みません。今の説明 はんじゃないですか。

つまり、今の状況では、内閣法制局がただ単におっしゃっていますが、少なくとも、下位法におっしゃっていますが、少なくとも、下位法によって憲法の原理原則、しかも平等原則という憲法の最も重要な部分でもあると思っています。この部分がないがしろにされることになります。後ら聞いても同じ答弁しか返ってこないんで後ら聞いても同じ答弁しか返ってこないんだきしょうけれども、極めて重要な御答弁をいただ単にしょうけれども、極めて重要な御答弁をいただ単にしょうけれども、極めて重要な御答弁をいただ単に

内閣法制局が、私は本当に残念なんですが、安内閣法制以降、いわゆる閣法の合憲お墨つき機関には、立法府の総意に基づく議論が早急に行われていくと思いますので、この点は明確にしていかないくと思いますので、この点は明確にしていかないくと思いますので、この点は明確にしていかないと思います。

○馬淵委員長○馬淵委員長資みません、お待たせいたしました、新藤大臣。○馬淵委員長退席していただいて結構です。

これにつきまして、答弁も御覧になっておられだきました。七万円給付の問題です。曜日、一昨日に、事務方に少々確認をさせていた曜日、一昨日に、事務方に少々確認をさせていた大臣がいらっしゃらなかったので、私の方で水

見を伺っていきたいと思います。

用する、このように聞いております。おず、この七万円給付でありますが、さきにら、自治体ごとに給付開始の時期に大きな差が生ら、自治体ごとに給付開始の時期に大きな差が生ら、自治体ごとに給付開始の時期に大きな差が生るようなスキームを今回のこの七万円給付では採急支援と言われなが

なぜこのスキームで行わねばならないのか。三 万円給付、七万円給付共に、地域の実情に合わせ た独自性を持った取組をきめ細やかに実施できる ようにということで、いわゆる給付金が組み込ま れたわけです。地域の実情に合わせた独自性、こ れは関係ないんじゃないですか。お金を渡す、こ れが一番重要なことですから。

か。 えないんですが、新藤大臣、いかがお考えです つまり、このようなスキームが私は妥当だと思

○新藤国務大臣 まず、馬淵委員が問題意識としてやはり速やかに配るべきだ、これは共有しております。私もそのように考えて、できるだけまたります。

少し事務方の答弁が、言葉が足りていなかったのかなというふうに今聞きながら思ったんですけれども、今回の給付、なぜ重点支援地方交付金に支給している三万円、プラス七万円で生活支援に支給している三万円、プラス七万円で生活支援に支給している三万円、プラス七万円で生活支援に支給している三万円、プラス七万円で生活支援をついます。それから、子育て支援のものについてもそこに加えてもいいということで、様々なプラスアルファ、それは地域の実情によって、特にまつで、やはり多少のそういった工夫も、今もう既にあります。ですから、こういうものを加味した上で進めていく。

ラグが生じたわけです。今回は、補正予算を成立 も実現させていきたい、このように思っているわ を員の御心配いただいていること、これも私たち 委員の御心配いただいていること、これも私たち をま現させていきたい、このように思っているわ はなす。

○馬淵委員 大臣、私は事務方にもそれを尋ねた は分かります。だから、そこは地域の実情に合わ 様々、いわゆる上乗せ、横出しという部分、これ 様々、いわゆる上乗せ、横出しという部分、これ は分かります。だから、そこは地域の実情に合わ ですよ。いわゆる推奨メニュー、これは独自の

しかし、給付金は関係ないですよ、一律に配るんですから。これが、この枠組みの中に置いている限り、自治体任せになるので、やはり時間がかかってしまうんですよ。だから、これはやはり変えるべきだと思うんですよ、もう今決定しておらえるべきだと思うんですよ、もう今決定しておられるということでしょうけれども。私は、前の質問で、当時の後藤大臣にもそのことは指摘をしてきました。

9か。 新藤大臣、これは変えるべきですよ。いかがで

○新藤国務大臣 是非、構造的な仕組みを御説明

を員の今のお話を私の方で解釈するに、推奨事業メニューは推奨事業メニューだ、それから、交付金は交付金で別々に配ればいいじゃないかとおっしゃっていると思うんですけれども、仮に国が、じゃ、交付金のみはやる、交付すると言っても、結局、配るのは自治体にお願いすることになるんです。それは、結局、国民台帳というのがあるわけじゃありませんから、地方自治の業務の中で、それぞれ対象を特定してお配りすることになる。

うことになります。
つことになります。
ですから、今回の交付金の事業と、それは自治体を打を含めた、推奨事業を含めた、それは自治体ですから、今回の交付金の事業と、それから、ですから、今回の交付金の事業と、それから、

ると思いますから、

もう大臣も御存じだという前

とになりました。ですから、もう既にその時点で

したが、結果的に六月の地方議会で処理をするこ

います。
ていることと同じようなことをやりたいと思ってりまして、趣旨とすれば、委員が問題意識を持っるか、ここに工夫が必要だというふうに思っておるか、ここに工夫が必要だというふうに思っておいます。

○馬淵委員 しかしながら、自治体においては、コールセンターの再設置だとか人員の再度の雇用けですから。国が直轄で給付をする仕組みにすれけですから。国が直轄で給付をする仕組みにすれば、これは、おっしゃるように、自治体から一定ば、これは、おっしゃるように、自治体から一定ば、これは、おっしゃるように、自治体から一定が必要ですけれども、少なくとも、国が給付をするという仕組みにすれば、今申し上げたようなことは出てこないんです。

できる方策を考えるべきです。 仕組みに関しては、真剣に、国が直轄で速やかに 経済がどうなるか分からない中では、給付という よ。様々な形で、世界中の様々な情勢も含めて、 よのように毎度毎度同じ

私は、一点提言をしたいと思っていたのが、実地があります。これは大抵が、財務省や国税は絶対にそれは認めないと言うんですが、源泉徴収の仕組みで、いわゆるサラリーマン、労働者、収の仕組みで、いわゆる給与報告書も出ていますから、市町村にいわゆる給与報告書も出ていますから、市町村はそれを把握しています。この源泉物の仕組みを逆に回す。集めるのではなくて、徴収の仕組みを逆に回す。集めるのではなくて、で配る側に。当然ながら、会社が代わりにやってい配る側に。当然ながら、会社が代わりにやっているわけですから、口座も全部把握しています。世帯の概要も全部分かっています。このように、勤労者には、少なくとも、源泉徴収の仕組みを逆に回せば、お金が届きます。

は、確定申告者、自営業の方々、これは国税に確し、市町村がそのまま給付しています。さらにな、あるいは生活保護の方々、こういった方々しそして、いわゆる非課税世帯の方々で、年金した

つまり、国脱に一定のデータがあり定申告でちゃんと申請します。

つまり、国税に一定のデータがあり、市町村いった議論や検討は政府で全くされていないんでいった議論や検討は政府で全くされていないんでいった議論や検討は政府で全くされていないがあり、市町村のでは、少なくとも、今申し上げたような自営業者あいった議論や検討は政府で全くされていないんでいった議論や検討は政府で全くされていないんでいった議論や検討は政府で全くされていないんでいった議論や検討は政府で全くされていないんでいった。

題だと思っているんです。 国税には、eLTAXという徴税の仕組みをシステム上で把握している大変大きなシステムがございます。これを今申し上げたような形で給付の仕組みに使えば、即座に、いつでもいわゆるプッシュ型の給付が可能になるんですよ。こういった検討が政府でなされていないということが私は問題だと思っているんです。

新藤大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 よい問題提起をしていただいて

私の方では、今それを一生懸命検討しておりまます。政府の中で、徴税部局、それから地方自治をに、しかも、委員がおっしゃるように、これはテンポラリーになってきました。ですから、今回と、こかも、委員がおっしゃるように、これはテいでもでもである。

先ほど委員が御指摘いただいた、国がやれば地大ほど委員が御指摘いただいた、国がやれば地方自治体がコールセンターや、本当にとんでもない事務費をかけて委に行っても、結局、一人一人にお配りするには更に行っても、結局、一人一人にお配りするには更に新しい仕組みが必要だと思っています。それは、例えば電子的な手段をもっと効率よく使えるようになれば、申請も速やかに、そういった方法もできるじゃないかということを今いろいろ検討しています。

できるだけ委員の問題意識に沿うような形で私す。

○馬淵委員 私が申し上げたコールセンターなん というのは、自治体に任せているので、それがまちまちだから余計時間がかかるんですよね。 先ほど申し上げたように、徴税の仕組みを使っ て逆戻ししていくという給付の仕組みであれば、 大変大きなシステムですけれども、e L T A X を 使えば、徴税情報は全部そこにありますから、こ れは瞬時にできるはずです。

そして、もう一問だけ、時間がありませんのいるんだという話になりますよ。日本何をやっていただきたいと思います。同臣、率先してやっていただきたいと思います。同臣、本がいら、こういった取組を、是非、新藤大

で、国民負担率について尋ねたいと思います。 国民負担率については、総理が所信表明で、コロナ禍で国民負担率は高止まりしますが、国民負担率をコロナ禍の水準に後戻りさせることなく、こ率をコロナ禍の水準に後戻りさせることなく、このように述べられました。

国民負担率は二十年以上、お手元の資料を御覧 国民負担率は二十年以上、お手元の資料を御覧 ということで、少し下がる見込みだということです。

● きたいと思います。
○新藤国務大臣 これは、まさに総理が申し上げますように、コロナ禍の水準に戻さない、そのことを意味している、このように総理が申し上げますか。

**馬淵委員** つまり、コロナ禍水準というのは、

るわけで│ない。 な形で私│四七・五から四八・一、このような水準には戻さ

そして、数値目標というのはないんでしょうけれども、少なくとも、四六・八というのが令和五担率、これが後戻りしないようにするということだと私は説明を受けています。今、そういう御答だと私は説明を受けています。今、そういう御答だと私は説明を受けています。今、そういう御答

国民負担率は、皆さん御存じのように、税負担 国民負担率は、皆さん御存じのように、税負担 と社会保障負担が分子です。この五年だけ見れた。でも、GDPにほぼほぼ連動すると言われていますが。これを下げるということになりますが、か、あるいはその両方ということになりますが、か、あるいはその両方ということに、すなわち、分子を減らすか、分母、国民所得の成長推移というの現状で、この十年、国民所得の成長推移というのはおよそ一・二%程度なんです。つまり、なかなが成長は難しいという状況。この和が分子。そして、分母は国民負担率は、皆さん御存じのように、税負担国民負担率は、皆さん御存じのように、税負担

このような状況の中で、四六・八%を維持しようとすると、必要な成長率は、計算すればすぐ出ます、一・三%ほどになります。この一・三%、これを維持していくということがどれほど大変かというのは、先ほど申し上げたように、この十年というのは、先ほど申し上げたように、この十年というのは、先ほど申し上げたように、この十年というのは、当然ながら、高齢化が進みますから増えていく方向にないきます。つまり、分子が増えていく方向にないきます。つまり、分子が増えていく方向にないきます。つまり、分子が増えていく方向にないきます。

考えられます。
おうことについては、なかなか困難ではないかということについては、なかなか困難ではないとことが起きた場合には、この国民負担率をそれこことが起きた場合には、この国民負担率をそれこの特税減税の話がありますが、今後増税という

ていると思いますが、これはどれぐらいの数値をるという点、これも新藤大臣はもう確認いただい

目指すのかということで、端的にお答えいただけ

そですい。
れないという決意を持って発言しているといればしないという決意を持って発言しているという法を持って発言しているといい。
新藤大臣、これはすなわち、岸田総理はもう増

今私の一番大事なことは、三十年ぶりのチャンク私の一番大事なことは、三十年ぶりのチャンを迎えている日本経済、このコストカット型の、デフレではないものを何としても実現しなの、デフレではないものを何としても実現しないがなと思っていく、これが重要なことでは、三十年ぶりのチャンスを迎えている日本経済、このコストカット型スを迎えている日本経済、このコストカット型スを迎えている日本経済、これが重要なことは、三十年ぶりのチャンスを迎えている日本経済、

#### ○馬淵委員 もう時間です。

研究によると、二〇四〇年には六、七%国民負 研究によると、二〇四〇年には六、七%国民負 は率が上がるのではないか、社会保障の自然増が ありますから。そして、成長を遂げるのはなかな ありますから。そして、成長を遂げるのはなかな す。これからこれを二%なり上げていくことがです。これがらこれを二%なり上げていくことがです。これがらこれを二%なり上げて、私の質疑を終われていたということだけを申し上げて、私の質疑を終われていた。

ありがとうございました。

### ○星野委員長 次に、住吉寛紀君。

○**住吉委員** 兵庫県姫路市よりやってまいりまし

ねしたいと思います。
本日は、一般質疑ということで、主に総合経済対策について、十一月の二日に閣議決定されたデ対策について、十一月の二日に閣議決定されたデーを、日本維新の会の住吉寛紀でございます。

。その前に、CPTPPについてお尋ねいたしま

洋地域における経済連携協定であり、関税引下 | このCPTPPは、日本が加盟するアジア太平 | こ

言うまでもございません。にとっても非常に重要な協定であるということはに通商ルールの構築を目指す協定であり、我が国げ、貿易・投資の自由化を進めるとともに、公正

大変お疲れさまでした。
大変お疲れさまでした。
大変お疲れさまでした。

意義についてお伺いいたします。 まずは、その成果と、また、大臣が出席された

御礼を申し上げたいと思います。
○新藤国務大臣 この国会中に、委員会の御理解

その上で、今回私が担当大臣として出かけたことは非常に意義があったと思っております。前回、五月のときに閣僚会合がございましたけれども、そのときは、やはり国会の事情があって副大臣が出ました。結果として、なぜ日本は大臣を出してこないのかということで、そういった、残念だという声が上がったということも聞いております。前

それから、今般、私参りましたけれども、各国全て大臣が集まりました。ですから、十一か国プラス、イギリスを入れて十二か国の大臣が集まったわけであります。その中で、TPPの一般的な見直し、これをやっていこうということ、それから、今般、私参りましたけれども、各国ことが大きな議題になりました。

○住吉委員

まあ、中国と台湾、いろいろ問題は

ことごとく出席の方々から言っていただいたのは、発言の折々の中に、やはり日本のこれまでのイニシアチブに感謝するという声はとても多く出ました。TPPで進めてきたことが、米国が突如の離脱をして瓦解の危機にあったときに、日本のイニシアチブは、そのとき物すごくみんなで頑張って、一つにまとまろうということでCPTPPになりました。

リスは二国間のEPAを結び、そして、含めて、に大きな衝撃が出たときに、いち早く日本とイギをれから、イギリスがEUから離脱して世界中

TPPへの加入を誘いました。そして、日本がイきれていた。そういうことに対する努力を、非常にて、また、そういうことに対する努力を、非常になりが大臣同士での話の中で言っていただいた。とて、一人を国が大臣同士での話の中で言っていただいた。といるカイスタンダードと言われておりますけれども、とてもハイスタンダードと言われておりますけれども、とてもハイスタンダードと言われておりますけれども、とてもハイスタンダードなTPPをどうやって拡大さいールの中で進めていく、貿易的な威圧だとか経りが守れない中でこのTPPをただ拡張することはいずれない中でこのTPPをただ拡張することはいいであります。

直接のお話合いをしながら、そして、結局二国間の会談も五か国とやったのでございますけれどう考えるかというふうに、向こうから私の方にどう考えるかというふうに、向こうから私の方にどんどんと聞いていただく。ですから、そこに日本のイニシアチブがあるかということはお分かりいただけると思うんですけれども、大変な無理をしながらやってまいりました。(発言する者あり)ながらやってまいりました。(発言する者あり)ながらやってまいりました。(発言する者あり)ながらやってまいりました。(発言する者あり)ながらやってまいりました。(発言する者あり)ながらやってまいりない。

政府の、これまでの日本のイニシアチブに感謝きたいと思いますが。

政府の、これまでの日本のイニシアチブに感謝するという言葉があったからこそ、大臣が前回出なかったので残念だった、そういうような発言もあったと思いますし、我が国の国益にも資することですので、今後も期待したいと思っております。

ると調整いただいてこの質疑する機会をいただると調整いただいてこの質疑する機会をいたが表しているに、大臣不在の際は、答弁は副大臣が代わりにするべきということも申し上げております。 臣は積極的に海外の会議や外交、外遊を行い、ま臣は積極的に海外の会議や外交、外遊を行い、ま

き、まずは感謝を申し上げたいと思います。 そこで、理事の皆様にも更にお願いしたいのは、今後、外交等、国益の観点から、大臣不在のは、今後、外交等、国益の観点から、大臣不在の会改革の一つだと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。 (発言する者あり)いやいや、したいと思います。 (発言する者あり)いやいや、したいと思います。とこでおります。

○星野委員長 やじは慎んでください。

| **〇住吉委員**| それでは、総合経済対策についてお

三万円給付、これを行っております。
一三万円給付、これを行っております。
一二日に政府は二兆円超の物価高対策を決定し、二十五日であり、減税の構想が伝わってきたのは二十五日であり、減税の構想が伝わってきたのは二十五日であり、減税の構想が伝わってきたのは二十五日に政府は二兆円超が、半一月の二日に閣議決定

ここで気になるのが、そのタイミングです。ここで気になるのが、そのタイミングです。これは、うがった見方をしますと、四月の統一地た選挙の前というタイミングから、一部ではこの失選挙の前というタイミングから、一部ではこのような経済対策は選挙対策ではないかと称する声ような経済対策は選挙対策ではないかと称する声も聞かれております。

今回の総合経済対策をなぜこの時期に打ち出し今回の総合経済対策をなぜこの時期に打ち出し

○新藤国務大臣 今、我が国経済は三十年ぶりの ○新藤国務大臣 今、我が国経済は三十年ぶりの 大きなチャンスを迎えているということ、株価が 上回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な 上回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な 上回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な 上回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な と回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な と回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な と回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な と回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な と回る賃金の上昇が確保できるか、非常に重要な とこれまでも打ってきましたけれども、それを、 とこれまでも打ってきましたけれども、それを、 とこれまでも打ってきましたけれども、それを、

あった、私はそのように思っております。が途切れる前に今回の対策を打つタイミングがたしました。暮れまでの様々な生活支援策、これー応、夏までの間やろうとしていることを延長い

男です。 そして、前回の給付金、これについてはやは り、先ほど馬淵委員にもお答えしましたけれど も、国が決めましたけれども、それを本当に御家 庭にお届けするには地方自治体の手続が必要で す。ですから、そういうところの手続の工夫をし た上で、しかも現在できているルートを生かしな た上で、しかも現在できているルートを生かしな たら、速やかにそうした効果が上げられるよう な、そういったことを盛り込んだ、それが今の時 期です。

それから、ここから来年度の新規の予算ができから、この年度の途中で、ここで、先の、要するいらどんなふうに国が景気拡大、そして経済を強化していくのか、そういったメッセージを出す必要していくのか、そういったメッセージを出す必要があって、ですから、目の前の給付に加えて、その先の投資や生産性を向上するための工夫をこの中に入れさせていただいた、こういうことでございます。

○住吉委員 もっと早くできたのではないかといった中で、やはりもっと早くに即効性のある対じゃないかというようなこともございます。そう員の質問でもありましたが、非常に遅くなるん員の質問でもありましたが、非常に遅くなるん員の質問でもありましたが、非常に遅くなるんました減税も来年の六月、給付も、先ほど馬淵委思ったりもしますし、また、いろいろ報道があります。

したいと思います。 そして、この経済対策の効果についてもお尋ね

内閣府が十五日、先日発表した七―九月期のG の日本報値、これは、前期比○・五%減、年率換 第で二・一%となっております。マイナス成長は 第で二・一%となっております。マイナス成長は 第で二・一%となっております。マイナス成長は 第で二・一%となっております。

GDPギャップ、

これも埋まったと

対策の効果をどのように見込んでいるのでしょうる可能性もあり、今回の経済対策の必要性というる可能性もあり、今回の経済対策の必要性というる可能性もあり、今回の経済対策の必要性というとようか。減税は来年六月頃と言われておりましょうか。減税は来年六月頃と言われておりましたが、活を守る、この施策の、先ほども申しましたが、活を守る、この施策の、先ほども申しましたが、活を守る、この施策の、先ほども申しましたが、記れがマイナスに転じ説明されておりましたが、これがマイナスに転じ説明されておりましたが、これがマイナスに転じ

○新藤国務大臣 物価の抑制効果としては、特に ○新藤国務大臣 物価の抑制効果としては、特に 対価の動向を見ますと数字に表れております。で 対価の動向を見ますと数字に表れております。で がはている、このように御理解いただきたい と思います。

○住吉委員 ちょっと補正予算とも関連するのいております。

この経済対策において、財源として補正予算と組まれるということです。しかし、補正予算と成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行う場合、これの場合に編成ができると規定なれております。

あり、緊要とは決して言えるものではございませた、第一の柱である物価高から国民の生活を守と、第一の柱である物価高から国民の生活を守と、第一の柱である物価高から国民の生活を守と、第一の柱である物価高から国民の生活を守います。

何いいたします。 何いいたします。 日の補正予算の趣旨 して特に緊要であるとは言えず、補正予算の趣旨 して特に緊要であるとは言えず、補正予算の趣旨

○前田政府参考人・お答え申し上げます。

補正予算につきましては、今先生から御紹介のさいましたとおり、財政法第二十九条におきまどに生じた事由に基づき特に緊要となった経費の後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の後に生じた事由に基づきは、今先生から御紹介のうふうにされてございます。

来週二十日に国会に提出を予定してございます。 今回の補正予算案でございますけれども、これはまさに、先般、十一月二日に閣議決定をされました総合経済対策という予算作成後に生じました事由に基づきまして、その総合経済対策に掲げられました物価高対策や賃上げ実現のための取組などを速やかに実行するための特に緊要となった経費を速やかに実行するための特に緊要となった経費を速やかに実行するためのでございます。

に考えてございます。件につきましては、これを満たすものというふう件につきましては、これを満たすものというふう

○住吉委員 満たすものということで、確認いた

それでは、そのような観点から、総合経済対策について確認させていただきますが、この第一の柱柱、物価高から国民の生活を守るという第一の柱柱、物価高から国民の生活を守るという第一の柱や国内投資促進といった中長期的な対応に対すい、もちろん今後の雇用や所得の増加につながりは、もちろん今後の雇用や所得の増加につながりますが、今求められている物価高に即効性があるますが、今求められている物価高に即効性があるますが、今求められている物価高に即効性がある

期と長期の施策を明確に区別し、補正予算による生活困窮者支援に絞り込んだ対策が求められ、短ぐ手当ての必要な対象、すなわち、物価高対策とに申し入れた緊急経済対策提言においても、今す我が党は、十月の二十三日に岸田内閣総理大臣

今回の総合経済対策に短期的対応と中長期的対のでしょうか。一般的に、本予算より補正予算の方が審議日程がタイトで国会によるチェックが緩ると巨額の補正予算が組まれております。ると巨額の補正予算が組まれております。

いいたします。

○新藤国務大臣 まさに先ほど委員が御指摘いたの新藤国務大臣 まさに先ほど委員が御指摘いた

を継続させるわけであります。

を継続させるわけであります。

を継続させるわけであります。

を継続させるわけであります。

を継続させるわけであります。

ようにしようということをやります。まず物価高で苦しんでいる皆さんにはすぐ届けるとードでお配りできるような、こういったものをピードでお配りできるような、こういったものをとして、給付金については、所得の厳しい、物

その上で、今度は、この補正予算によって、結 それを上回る賃金上昇を果たさなければ、GDP も上がりませんし、国民所得も上がっていきません。ですから、それには、目の前のコストプッシュに対する対策に加えて、先の投資を誘引する、そして生産性をもっと向上させるための工夫る、そして生産性をもっと向上させるための工夫が必要だ。だから、労働供給力を増やそうという意味において、リスキリングや、それからジョブが必要だ。だから、労働供給力を増やそうという意味において、リスキリングや、それからジョブが必要だ。だから、労働供給力を増やそうということをやるわけです。

式の補助金という今までにない仕組みを入れて、 助金が出るということが分かるような、カタログ ミングで、省力化のための施設を入れるならば、 産性を上げるためには、人を増やすことがなかな 中小企業の皆さんが申請しやすくしました。 あらかじめ、こういう機械を入れたらば幾らの補 しい設備投資が必要だ。だから、今回、このタイ そういう人たちに給料をきちんと払うために 企業が今度は省力化、今、人手不足の中で生 企業の生産性を上げるための新

組んだ、そういうことでございます。 今お手伝いをしなきゃいけないことと、先に向け うした二面性を持つといいましょうか、短期の、 の猶予もならない。したがって、今回の補正はそ でございます。その中から経済が循環していっ ての動きを力強く後押しするための対策を今度は それは、投資をもっと拡大させようということ 安定成長軌道に乗せるためには、これは一刻

〇住吉委員 本当に丁寧に御答弁いただきまし

思うところでございます か、そういう意見もたくさんありますが、一つ一 ろん方向性としては賛同しますが、手法一つ一つ 施策が盛り込まれていると思っております。もち についてはもっといろいろあるんじゃないかと つの施策については、方向性としては我々もそう 一つ一つの施策自体は、それはやった方がいい

ことは、 りと盛り込んで長期的にやっていくものというの あるということにしか使えないはずなわけでござ が非常に多く紛れ込んでいるのではないかという います。そういった中で、これは本予算にしっか ただ、これを補正予算でやるということに対し 先ほど財務省の方に確認しましたが、緊要で 私も指摘させていただきたいと思ってお と、これは妥当であるか、政府の見解をお伺いい

そして、予備費についても財務省の方にお尋ね

の予備費を二兆円減額、 今回の補正予算において、コロナと物価高対策 そしてウクライナ情勢経

が問題にしたいのは、予備費の使途の変更につい たのではないかと考えておりますが、しかし、私 備費を活用することでより迅速に経済対策が行え ほどでいうと約二・七兆円ですので、本来この予 おります。喫緊に対応が必要な対策でいうと、先 の減額分を補正予算の財源に充てていくと聞いて 済緊急対応予備費、これを五千億円減額して、そ て財務省の方にお伺いしたいと思います。 この予備費制度は、憲法第八十六条で定める予

でございます。 く、財政民主主義に反するとの批判が根強いわけ 決めることとなっております。これも度々指摘し 道は予算成立時に決まっておらず、政府が閣議で 算の事前議決の原則の例外であり、具体的な使い ておりますが、そのため国会の監視が及びにく

ります。 であると考えております。」このように発言してお 定に従って適切に使用を判断していくことが必要 は、必要性や緊急性等についてよく所管省庁との 算委員会において、「財政規律の観点から、予備 間で議論、検討を行った上で、憲法や財政法の規 費は濫用されるべきでなく、その使用に当たって 鈴木財務大臣も、令和四年十一月二十八日の予

を使うことができるようになり、財政規律に重大 とするならば、ますます政府が好きなようにお金 な悪影響を及ぼすことは目に見えております。 このように、予備費の使途を途中で変更できる 今回のように予備費の使途を途中で変更するこ

たします。 ○前田政府参考人 お答え申し上げます。

けております。

としたいと考えてございます。 五類への移行あるいは足下の本予備費の使用状況 ルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の ます補正予算案におきましては、新型コロナウイ 使途につきまして、新型コロナウイルス感染症の などを踏まえまして、重点化、明確化を図ること 今般の経済対策及びこれに基づき編成をいたし

令和五年度当初予算に計上いたし

補正予算案を見ると、基金向けに、

計三十一基

高に賃金上昇が追いつかない中で、物価と賃金の 禍から平時への移行等を受けまして、本予備費の が生じた場合にも物価高騰対策として機動的に対 のために必要な経費につきまして、予期せぬ不足 好循環に向けました足下の賃上げ促進の環境整備 目的からコロナ対策を外し重点化、そして、物価 ましたコロナ、物価予備費につきまして、コロナ 応できることを明確化することとしてございま

を含めまして、補正予算案につきましては、今後 妥当なものであろうと考えてございます。 算総則の補正を予定をしてございますことから、 す令和五年度補正予算案におきまして、これは予 いうことになってございます 国会で御審議をいただく、御審議をお願いすると も、これも来週国会に御提出する予定でございま この使途の重点化、明確化でございますけれど なお、当然のことながら、この予算総則の補正

用途が広がってしまっている、そういう印象を受 す。そういう意味で、物価高対策の中に賃上げと することだと思いますし、賃上げというのは長期 ○住吉委員 国会の方で審議していくということ いうのが、私は後からくっつけたような、そこの 的な視点で取り組むべきものだと思っておりま 進、これが含まれているような御答弁でしたが、 うだと思います。一方で、物価高対策に賃上げ促 ですが、この重点化、明確化、重点化は確かにそ 物価高対策というのはある程度突発的なことに対

臣も、用途をしっかりと限定しているんだ、これ だったと思いますが、その根底がずれてしまって がある意味、首の皮一枚つながったような答弁 だけ指摘させていただきたいと思います。 いる。これはこれ以上質問はしませんが、その点 いろいろ批判があるわけなんですが、鈴木財務大 ます基金についてお尋ねしたいと思います。 続きまして、この経済対策の中に含まれており 今般、莫大な予備費を積んでいる、これ自体も

する人材育成のための、この四つの基金、計約六 新、ワクチンの臨床試験、漫画やアニメなどに関 設は、宇宙開発や小中学校のデジタル端末の更 金、そして約四・三兆円ほどございます。 十七基金に資金を積み増すわけでございます。 千七百億円計上されております。また、既存の二 十一月の十一日、十二日に行われました秋の行

て点検、見直しというものを始めていきたいとい タル行財政改革会議で総理に報告した上で、横串 横串を通した点検、見直しをやっていきたいとい かったり、効果検証が十分なされていない等の問 政事業レビューにおいても、基金について、 うふうに思います、そのために、まず次回のデジ 後記者会見において、今ある全ての基金について 題点が指摘され、河野大臣も、秋のレビュー実施 うふうに思います、このように発言しておりま の点検、見直しのためのルールを作り、成案を得 な目標がなかったり、終わりの、エンド期がな 公正

積み増すことについて、大臣の見解をお伺いいた 済対策において約四・三兆円もの基金を新設又は 気に濫用されている印象を受けますが、今回の経 この国会の監視の目も届きにくい。コロナ禍で一 のは年度をまたいで執行することが可能であり、 します 指摘されている基金ですが、そもそも基金という 現在、既にいろいろ問題があるんじゃないかと

○新藤国務大臣 この基金は、様々な問題点を御 にわたり事業を実施可能な状態にすることによっ 柔軟な使用が求められるもの、そして、複数年度 ども、その中で、やはり単年度主義に縛られずに 義、それから総計予算主義だとか、単一年度、単 うということが、 のことを見越しながら、大きな、単年度で終わら て、民間事業者の予見可能性を高める、計画的、 一予算主義とか、いろいろ原則があるんですけれ 指摘いただきました。一方で、予算の単年度主 ない仕事についてはこういったものを進めていこ 安定的な事業運営を行う、こういった将来の、先 これは有効に活用していくべき

**邱分もございます。** 

しい枠組みをつくらせていただきました。 は今回、法改正、JAXA法の改正も含めて、新関して、世界との競争に打ちかつためにも、これは今回、法改正、JAXA法の改正も含めて、新は今回、法改正、JAXA法の改正も含めて、新は今回、法改正、JAXA法の改正も含めて、新りい枠組みをつくらせていただきました。

様々な工夫をするためのことがございます。 といますけれども、こういったものを安定的にしてもらうためには、しかも、工夫をして、今回してもらうためには、しかも、工夫をして、今回は、基金は国ではなくて県に、四十七都道府県に、県に基金を積んで、そこで共同調達をしてもらおうと。市町村による様々な調達の格差がございました。こういったものも向上させるといういました。こういったものも向上させるといういました。こういったものも向上させるというによりによっています。

ことが法律に定めてあります。というのがございます。その施行令において、そめ難い事業であるか、また弾力的な支出が必要かもそもこれが、あらかじめ各年度の所要額を見込というのがございます。その施行令において、そというのがございます。その施行令において、そして、この基金の執行は、補助金等適正化法

そして、この執行に当たりましては、所管官庁において、基金事業の運営及び管理に関する基本はつた中で、適正な管理をできるだけさせるよういった中で、適正な管理をできるだけさせるよういった中で、適正な管理をできるだけさせるように枠組みがあります。

要だ、このように思っております。ていく中で基金の有効性を高める、この努力が必それに加えて、様々な工夫、またチェックをし

**○星野委員長** 住吉寛紀君、申合せの時間が経過

#### )住吉委員 はい。

積むという、さらには、二○二二年度末時点では でわけではございません。ただ、補正予算で基金をよただきましたこの基金、別に基金を否定しているとただきましたこの基金、別に基金を否定していると

論していきたいと思います。
く、これは果たして本当にいいのか、また今後議
指摘されている中で、補正予算で基金を積んでい
ことも、ずさんな使われ方がされている可能性も
ことも、ずさんなでいるのが、がでいるのでは、こういう

○星野委員長 次に、鈴木義弘君。 以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。 「日本では、大学の考え方について今日では、大学の選問に入りたいんですが、十一月の二日には、大学の登員会なりなんなりが始まる予定があるとら予算委員会なりなんなりが始まる予定があるという。

ず初めに、簡単にお答えいただきたいんですが。 いてはGDPの増加の要因になっている、このよ 設備投資の促進につながる、こういった場合につ れが公共事業を増加させる場合、家計消費や企業 ○新藤国務大臣 当該の政府支出や財政支出、こ いれば、増加すると言う方もいらっしゃるんです DPの増加の原因ではないというふうに言う方も 政府の支出又は財政支出を増加させることで、G 対策をしてきたと思うんですけれども、今まで、 とか民間系の金融機関を介して融資をしてコロナ の補助金を出したり融資の枠を増やしたり、コロ ろな経済対策を打ってきたと思うんですね。 ね。大臣は後者だと推察するんですけれども、ま うに思います。 ナのときは利子補給をして、政府系の金融機関だ 一つ目は、過去にバブルがはじけた後、いろい 直接

○鈴木(義)委員 今回の総合経済対策の中に、インフラや技術の投資が多く散見されるんです。 ンフラや技術の投資が多く散見されるんです。○鈴木(義)委員 今回の総合経済対策の中に、インラット

ぐにGDPがぱっと上がるものじゃないんだと思うんです。そういうふうにも言われています。例までに時間がかかるんじゃないかというふうに思までに時間がかかるんじゃないかというふうに思までに時間がかかるんじゃないかというふうに思

○新藤国務大臣 今お答えしましたように、公共 事業ですとか、それから家計消費、企業設備投 することになります。一方で、委員が御指摘され たように、投資を促進する、そうした中長期の効 たように、投資を促進する、そうした中長期の効 たように、投資を促進する、そうしたとうに、公共 事業ですとか、それから家計消費、企業設備投 事業ですとか、それから家計消費、企業設備投 事業ですとか、それから家計消費、企業設備投 事業ですとか、それから家計消費、企業設備投 事業ですとか、それから家計消費、企業設備投 をように、公共

結局のところ、これは、両方がうまく循環していかなければならない。そういう意味において、まず、今、経済を新しく、ステージをつくれるまず、今、経済を新しく、ステージをつくれるだ、確実なものにするためには様々な工夫が必要だ、確実なものにするためには様々な工夫が必要だと。

ですから、賃上げも始めとして、生産性の向上、こういった要素があると言われていまるためには、労働投入と資本投入、そして生産性の向と、こういった要素があると言われていいないの向上、設備投資、そして労働供給力の強化、こう上、設備投資、そして労働供給力の強化、こうとがの向上、こういった要素があると言われています。

ですから、今度の経済対策は、目の前のことをやりながら、そして、直接の事業でもって需要を中し上げましたが、労働の柔軟性とか資本の投て、効果を出しつつ次の効果も見出していく。経て、効果を出しつつ次の効果も見出していく。経が循環していく、そして民需主導の自立型経済をつくる、これがやはり大事なことでございますから、そのための、よい効果が出るようなもの、これを盛り込んだつもりでございます。

○鈴木(義)委員 例えば、これは内閣府の方からいただいた資料なんですけれども、近年の経済対策の中で、二○一九年十二月に出している安心と成長の未来を拓く総合経済対策、これが、財政支出が十三・二兆円というふうに当時出しているんですね。事業規模が二十六兆円、こう見込んでいるという一覧表です。

料。
おのデフレ脱却のための総合対策、これが二十一・八兆円で、事業規模が三十七・四兆円といけでありませんから、内閣府の方で頂戴した資力数字が示されているんです。自分が作った数字でありませんが三十一・八兆円で、事業規模が三十七・四兆円というをあります。

それと、もう一枚、不思議だなと思うのは、資料要求しているわけじゃないので、私が手持ちの経済対策、今申し上げましたように二十一・八兆 程度 G D P の換算が十九兆円伸びるというふうに、二十一・八兆円を使っていながら十九兆円しか G D P が伸びないというんじゃ、冒頭お尋ねした、財政出動をするから G D P が伸びないというんじゃ、冒頭お尋ねした、財政出動をするから G D P が上がるのかといた、財政出動をするから G D P が上がるのかといた、財政出動をするから G D P が上がるのといた、財政出動をするから G D P が伸びないというんじゃ、冒頭お尋ねした、この数字を見る限り、これも、私が積算した数字はないです。 内閣府の方で出してきた数字なんですけれぞの件についてお尋ねしたいと思うのは、資料要求しているわけでは、大臣でよろしいんですか。

○茂呂政府参考人 お答えいたします。

それからもう一つの、内閣府の経済押し上げ効

算したものでございます。的に押し上げる効果があるか、そういうことを試ましては、この経済対策がGDPをどの程度直接果のGDP換算でありますけれども、これにつき

うことでございます。

うことでございます。

うことでございます。

うことでございます。

聞いても。おかしくないんですか。 トが上がらない、これはおかしいじゃない、誰が トが上がらない、これはおかしいじゃない、誰が というないでは、正ればおかしたように、二

○新藤国務大臣 まず、そのときの、今、二○一人つているんじゃないかと。

もずっと加味しているわけです。
ののでは、まさに、そのときに効果が出せる、それい前の予算や経済対策が出るものと、それから、将来に、次のタイミンが出るものと、それから、将来に、次のタイミンをするに公共事業だとか、そういった直接の数字ですから、まさに、そのときに効果が出せる、

てどういう状況で何の対策を打つべきか。 した数字の帳尻が合うか合わないかではなくて、 は、それを前提にしながら、タイミングとし ということを政府が行っている経済計算で はしているわけでありまして、私たち政治が考え のは、それを前提にしながら、タイミングとし ですから、一個ずつを重ねることは、しかも出

と、今回のように、まずは目の前の物価高対策をそういうときの内容と、それに伴うGDPの効果たものを含めて事業を手助けしなきゃいけない。たものを含めて事業を手助けしなきゃいけない。しいときでございますから、そういうときに、やしいときでございますから、そういうときに、やしいときでございますから、そういうときに、や

い。

ないには、そのための対策を打たなければならなす、安定的な物価上昇を超える賃金上昇をさせるす、安定的な物価上昇を超える賃金上昇をさせる掛けを組む、それから、確実に物価上昇をもたらするとともに、先の生産性を向上させるための仕

解いただきたいと思います。 見ながら総合的に組まれている、このように御理 様々な施策が、そのときのタイミング、時期を

〇鈴木(義)委員 それであれば、金融システム不要の対応で金融安定化特別保証というのは、まあ、ちょっと古い話です、これは、平成十年の十月から平成十三年の三月の倒産件数全体の二万八千四百八十七件のうち約九千六百件、また、平成二十年十月から二十三年の三月の倒産件数全体の三万六千八十件のうち約一万六千百件の倒産が回避されたというふうに推計されているわけです。これは中小企業庁が出している数字。ですから、今回、大臣がおっしゃったように、今出しているお金がすぐに利く場合もあるが、中長期になるときもあるだろうと。

内閣府に照会をかけたわけです。今まで経済対策をいっぱいやってきたけれども、GDPに対するどれだけの効果があったのか検証したんだったら数字を出してくれと。ないと言うんですよ。計算のしようがないのか、でも、中小企業庁ではこういう、推計かもしれませんけれども、何をやったらどうなったのかというのを、今回もそうですけれども、やはり検証して、それが経済効果として利いていたのか利いていないのか、どこで誰が判断するのかということだと思うんです。

○新藤国務大臣 先ほどから、今回委員が問題意臣、御答弁いただきたいんですが。最後に、その検証するというところだけ、大

○新藤国務大臣 先ほどから、今回委員が問題意 識を持たれているように、この対策の、幾ら打っ たから幾らだと、それはそのときに推し量れるも でないものがあると申 し上げました。

ですから、結局のところ、経済対策、それから

予算、政府が行う事務事業によって経済がどのようになっているか、それが検証なんです。それをあれば、経済が安定していれば、本来補正というのは、本当の突発的な、若しくは必要なものにピッポイントでやるときもございました。でも、今のように、まだ経済が不安定な状態、コロナのときはきはもう話になりませんでした、コロナのときはきはもう話になりませんでした、コロナのときはもう話になりませんでした、コロナのときはもう話になりませんでした、コロナのときはこれが、本来でのように、機動的に、迅速に対応できるための予算を組まざるを得なかった。

(鳩山委員長代理退席、委員長着席) 私たちはそのように考えているわけであります。 必要な、検証した上で次の対策が打たれていく、 うという中で、今までの対策を打った結果としてうという中で、今までの対策を打った結果として

## 〇鈴木(義)**委員** もう一点だけ。

だと思うんです。ですけれども、経済指標のGDP、円で示すのはいいんれども、経済指標のGDP、円で示すのはいいんがといる。

世界的に見て、GDPの比較をするときは必ずしいい、やはり経済波及効果がどれだけあったということにつながるんじゃないかと思うんです。その辺についてのお考えを最後にお聞きしたいと思います。

の経済がどのように動いているか、それは自国の 世界共通でドルベースでやろうと。一方で、自国 で新藤国務大臣 各国のGDP比較は、これは全

を | ると思っています。 よ | 通貨でもって換算していく、これには合理性があ

に思います。
に思います。
に思います。
に思います。
に思いがら、総合的な検討が必要だ、このよう
に思ながら、総合的な検討が必要だ、このよう
というのも出てきます。ですから、そち
えた要素というのも出てきます。ですから、そち

○鈴木(義)委員 時間が来ましたので、終わりま

〇星野委員長 次に、塩川鉄也君。

今日は、新しい資本主義におけるGXに位置づ〇塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

★不園に所正する長巻であります日本原建り長す。する日本の利用に関連して質問をいたします。

首都圏に所在する原発であります日本原電の東 道都圏に所在する原発であります日本原電の東

極めて重大であります。

極めて重大であります。地震、津波対策として不可欠にものであります。地震、津波対策として不可欠にものであります。地震、津波対策として不可欠以に、が原電等にただすことで明らかになっ

配付資料を御覧いただきたいのですが、ここには問題であります。

原子力規制庁にお尋ねします。

ただけますか。

大だけますか。

ただけますか。

ただけますか。

ただけますか。

ただけますか。

本件につきまして、私ども原子力規制庁は、四 の古金谷政府参考人 お答えいたします。

の鋼製防護壁の北基礎で地中連続部の鉄筋籠を沈 からコンディションレポート、これを拝見いたし 月でございますけれども、 の方で高止まりした事案というものがあるという 設した際に、計画していた高さよりも上方で、上 ことを確認したということでございます。 現地の検査官が事業者

というふうに聞いてございます。 の鉄筋が変形していたというような事案があった きまして、コンクリートの未充塡、それから一部 同じく北基礎の露出した地中連続壁部の側面にお 堤工事の、今度は南基礎ですね、そちら、それと でございますけれども、また同じくコンディショ ンレポートにおきまして、東海第二発電所の防潮 また、六月及び八月には、同じく現地の検査官

知していたんですが、 され、八月に北基礎で確認されたというふうに承 いうことなんですが、私は、六月に南基礎で確認 あった、六月と八月で南基礎と北基礎でコンク ○塩川委員 四月に北基礎に鉄筋籠の高止まりが ートの未充塡及び鉄筋の変形が確認をされたと 違いますか。

南基礎でございます。八月の方に聞いたのが北基 ○古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 礎ということでございます。 六月にまず聞いたのが、議員おっしゃるように

充塡及び鉄筋の変形が確認をされ、北基礎につい 未充塡及び鉄筋の変形が八月に確認されたという ○塩川委員 南基礎についてのコンクリートの未 ことです。 ては、鉄筋籠の高止まりが四月、コンクリートの

合は記載されていないと承知しているんですが、 表資料を見ると、南基礎のことしか記載をされて いての公表というのは十月十六日に行ったと承知 それでよろしいですか。 いないんです。原電の公表資料では北基礎の不具 しているんですけれども、十月十六日の原電の公 規制庁に伺いますけれども、原電がこの件につ

○古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 日本原子力発電が十月十六日に公表した資料で

> 礎に関する記載はないというふうに承知しており ございますけれども、 委員御指摘のとおり、 北基

けであります。 が起こっているということを当然分かっていたわ ポートということを確認するということで把握も 然そういった不具合について、コンディションレ ○塩川委員 原子力規制庁、現場の検査官には当 していた、つまり原電側についてはそういう問題

ないんですよ。これはやはり原電の姿勢としてお 月と分かっていたのに十月のときにも公表してい あった鉄筋籠の高止まりとコンクリートの未充 めたのは南基礎の話だけなんです。北基礎の方に ミングの十月十六日になっている。そういう点で 原電側に問合せをし、記者会見をするというタイ ても、やっと公表したのは、我が党がこの問題を リートの未充塡とか鉄筋の変形ということについ かしいと思いませんか。 それなのに、六月に分かったこのようなコンク 鉄筋の変形ということについては、四月、八 四か月も後なんですよ。それでも、そこで認

〇古金谷政府参考人 お答え申し上げます。

行為だというふうに考えられます。 に公表するということが本事案に限らず望ましい の判断だというふうに思っておりますけれども、 やはり社会的に影響があるものについては速やか 一義的に、公表するしないという判断は事業者

かしいですよね。この件としておかしいと思いま ているんですよ。これはやはり、どう考えてもお 南基礎だけ公表しているんですよ。北基礎を隠し コンクリートの未充塡、鉄筋の変形というのは南 ○塩川委員 つまり、同じ、場所は違うけれども せんか。 基礎でも確認をし、北基礎でも確認をした。その

差し控えたいと思いますが、 〇古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 独自判断するということでございますので、その 点について我々としてコメントするということは 本事案について、我々として、これは事業者が 同じ十月十六日に、

> ございます。 その中には、北基礎についても若干の記載をして の面談録及びそのときに事業者が提出した資料が 我々、日本原子力発電と面談をしております。 ございます。これは公表しておりますけれども、 そ

規制庁の方には言っているのに、何で公表しない んですか。おかしいと思いませんか。 ないですよね。そこがおかしいと思いませんか。 いるんだけれども、それは原電として公表してい いる資料の中には、南基礎と同様の不具合につい た、そのことについて、原子力規制庁が公表して 〇塩川委員 確かに、原電が規制庁に説明をし て北基礎にもあったということは原電側が触れて

ては、一義的には事業者の方が判断すべきものと いった件の、公表するしないというところについ いうふうに考えております。 〇古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 先ほどと同じ答えになりますけれども、こう

実で、隠蔽だと言われても仕方がないということ を言わなければなりません。 ○塩川委員 極めて原電側の対応というのは不誠

〇古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 を規制庁として取り計らってもらえませんかり していただきたいと思うんですが、そういうこと しているコンディションレポートについて是非出 この経緯を明らかにする上でも、原電が作成を

難でございます。 これ自身、我々として御提出するということは困 として入手しているものではございませんので、 覧はしてございますけれども、我々がこれを文書 ども、これは検査の中で、現場の検査官が随時閲 は、事業者の所有しているものでございます。 コンディションレポート、これにつきまして 私

ついて、何か特段差し障りというのはあるんです いるわけで、これは、事業者が出すということに れども、まさにトラブルについての記録になって ○塩川委員 事業者が所有するということですけ

〇古金谷政府参考人 お答え申し上げます

> ○塩川委員 問題がないということですから、 ふうには考えてございません。 は、特に公表することについて問題があるという 私どもの原子力規制という観点におきまして

を申し上げておくものであります。 も原電にも働きかけをしてもらいたい、このこと いますし、是非その点についても規制庁の方から 電としてしっかり出すということも求めたいと思 南基礎、北基礎のコンクリートの未充塡や鉄筋

行っているんでしょうか。 の変形について、規制庁としては現場の確認は

がしっかり対応する必要があるというふうに認識 かもしれませんので、そういう意味では、事業者 かり対応する、これは耐震性能等にも問題がある ○古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 状況でございますので、まずは事業者の方でしっ してございます。 本事案につきましては、現時点、工事中という

検査等において今後確認していくということを考 るかどうか、適合していることを、我々、使用前 事において発生した不具合、そういったものが、 えてございます。 して、事業者の設備が法令上の要求に適合してい 是正が確実になされているかということも含めま 我々といたしましては、やはり、こういった工

いった不具合が撮れるわけですから、確認のしよ 現場の確認が求められていると思います。 うもあるわけで、やはり規制庁としてしっかりと 〇塩川委員 二枚目に写真もあるように、こう

とは事実でしょうか。 りして、予定した深さまで沈まなかったというこ それと、北基礎工事において、鉄筋籠が高止ま

識してございます ○古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 そういった事実があるというふうに私どもも認

○塩川委員 工事において、曖昧にできない問題

ではないかと考えますが、いかがですかり ○古金谷政府参考人 お答え申し上げます。 議員御指摘のように、我々としても、本件につ

ども、原子力規制庁は了解しているんですか。 で工事を再開していると発言をしておりますけれた場で、原電は、鉄筋籠の高止まりは問題ないの地自治体である東海村議会の全員協議会が行われ地自治体である東海村議会の全員協議会が行われ

公ども、当然のことながら、重伝再開こと〇**古金谷政府参考人** お答え申し上げます。

ります。どうかというものを使用前検査等で確認してまいどうかというものを使用前検査等で確認しているかては、技術基準、法令上の要求に適合しているか私ども、当然のことながら、運転再開に当たっ

「。 一つ一つの工事について、我々として、やるか 一つ一つの工事について、我々として、やるか のの正確認していくということでございま ないかというところについて確認をして、 をらないかというところについて確認をして、 では私ども はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、使用開 はやっておりませんが、当然、最終的に、をるか

○塩川委員 そうしますと、この議会の場で、了解もしていないような話を了解しているという問題なニュアンスで、工事を再開しているという問題するものではない、最終的には使用前検査で判断するものではない、最終的には使用前検査で判断するものではない、最終的には使用前検査で判断するものではない、最終的には使用前検査で判断するものではない、最終的には使用前検査で判断するものではない、最終的には使用前検査で判断で、重大な施工不良を住民にも知らせずに工事を進めるということは認められないことでありま

と申し上げます。と申し上げます。と申し上げます。と申し上げます。とので、原子力規制庁がお墨つく問われているところで、原子力規制庁がお墨つとすが策よりも工期最優先の原電の姿勢が厳し

利用と言いますけれども、そもそも、こういった大臣にお尋ねしますけれども、GXで原子力の

安全対策を施す際に、きちんとした対応が取られているのか。問題があったときに、まさにその地域の住民に知らせることが行われる。こういった問題取られるようなことが行われる。こういった問題であれば極めて重大であるわけで、こんなことでであれば極めて重大であるわけで、こんなことでのお考えをお聞かせください。

○新藤国務大臣 原子力発電所に関係する、原子 力に関係する事業、これについては、担当省庁の 方できちんと、法令にのっとって、またそれは対 応されるものと承知をしておりますし、今委員、 いろいろな問題点も指摘されました。これも踏ま る政府からのお答えがございました。これも踏ま えた上で適切に運営していただきたい、このよう に思います。

○星野委員長 塩川鉄也君、時間が経過しており

#### |○塩川委員 はい。

ているときであります。
正説明もありませんし、水戸地裁は、こういったに説明もありませんし、水戸地裁は、こういったこの安全協定を結んでいる地元の自治体、住民

ます。 そ必要だということを申し上げて、質問を終わり 老朽原発の東海第二は、再稼働は中止、廃炉こ

○星野委員長 次に、大石あきこ君。

○大石委員 イスラエル軍がガザの病院に突入しました。それをアメリカ政府は賛同しているんでました。それをアメリカ政府は賛同しているんで、

ですよ。
ですよ。
そんな恥ずかしいことを言っているん
控えると、そんな恥ずかしいことを言っているん
は国際人道法違反ではないのか、その疑いはせめ
は国際人道法違反ではないのか、その疑いはせめ

よる一方的な現状変更でなくて一体何なんですこれが虐殺でなくて何なんですか。これが力に

どうなんですか。 る者あり)静かにしてもらっていいですか。これ、る者あり)静かにしてもらっていいですか。これ、際社会は共犯なんです。岸田政権の……(発言すなんですか。それならば二度と正義を語るな。国か。アメリカの二枚舌の正義が、あなた方の正義

│○星野委員長 御静粛にお願いします。

○大石委員 日本の経済政策について伺います。 日本の経済再生のため、総理の責任で賃上げを行うべきだと、十一月の二回の内閣委員会で申し上げてきました。岸田内閣の、介護のたった月六千円の賃上げ、そして国家公務員のたった○・九六%の賃上げ。これは、物価高にすら追いつかない、実質賃下げです。

ですよ。そんなの許されない。
に追いつくだろうという甘い見通しをしているんですよ。でも、まあ、来年か再来年に追いつくだろうという甘い見通しをしているんがする。そんなの許されない。

ま質賃金がマイナスと言っているんです。 とれで、消費税が上がってそこからどうなったのような状況が続いて、そしていっ、デフレですね。名目賃金もだだ下がりしていい。消費税が上がってきて、国民は大きな危機に見が始まって、コストプッシュインフレで物価が上がっているけれども、御覧のように、青い名目賃金、ずっとその下を行っているんですね。だからとうなったといった。

この青いグラフが物価を追い越している月なんか、ほとんどこの四年間でもないですよね。追い越しているところをちょっと濃いめの青にしています。これが二〇二二年の三月なんですけれども、そこ以降から直近の二〇二三年九月までが十八か月。ニュースでもあるように、十八か月連続の実質賃金マイナスだというのはこういう状況なんですよ。

税が必要だと言っているんです。
れび当者税廃止や減と申し上げているんです。それで消費税廃止や減と申し上げているんです。それで消費税廃止や減と申し上げているんです。。この国年間でも、その前からも見てください。この四年間

上げなければ賃金が上がらぬ。
しかし、新藤大臣がこんなことを言っているんです、今日も言っていますね。賃上げのためには生産性を上げなければ駄目だと。何を言っている生産性を上げなければ駄目だと。何を言っているん

パネル三を見てください。

ばっている、イギリスは跳ね上がっている。ンク色の実線、これが実質賃金、日本ははいつく本とイギリスは同じように推移した。なのに、ピ料なんですね。この黒い点線が生産性、これは日料なんですね。この黒い点線が生産性、これは労働生産性と賃金の推移で、厚労省の資

資本家目線の政治家はもう要らないんです。
資本家目線の政治家はもう要らないんですよ。その政治家の皆さんも大いに貢献してきたんですよ。だから、まずは自公が謝罪、ざんげして、総辞職でて、大胆な賃上げ、まずは公的部門の大幅賃上げからやらなきゃいけないんです。そのためには、生産性がとか、もううんざりなんですよ。そんなり本家目線の政治家はもう要らないんです。

十年、非正規が増えて労働分配率が減った結果が貧しくなった原因が書いてあるんです。この三厚労省が九月に出した労働経済白書には、国民

がり得ると。分かっているんだったら、さっさと 上げは消費を増加させ、更なる賃金の増加につな 果があり、十六万人の雇用が創出され、雇用者報 の白書に書いてある。逆に、白書にこうも書いて らっしゃいますね。 やれよ、ただそれだけなんですよ。うなずいてい 酬も増える。そして、こうも書いてあります。賃 生産性向上は賃上げにならなかったと厚労省 一%賃上げすると二・二兆円の経済効

円からいろいろ理由をつけて上がり、二千三百五 でつけている。二〇二〇年の計画、千八百五十億 維新の尻拭いのための大阪万博です。補正予算ま 十億円に増額、そのうち三分の一を国が負担する に財政規律にとらわれているんですけれども、一 ことになります。 そして、岸田内閣が賃上げも消費税減税もせず 上限も設けずに支出しようとしているのが、

正予算案に増額部分が含まれると経産省が認めて 三百五十億円よりも高かったんですよ。今回の補 いな答弁をやっているんですけれども、実際には では増やしませんみたいな自見大臣の言い訳みた 十億円、熱中症対策で増やさないのか、熱中対策 方がこれの質疑をされていますけれども、三百五 万博の木のリング、今日も内閣委員会で複数の

で、普通に考えたら上がっているはずなんです の中に含まれているけれども、内訳はお答えでき らなんですか。経産省、補正予算九百四十六億円 でも、三百五十億円は二〇二〇年の数字ですの の関係でお答えできないと言っているんですよ。 ないという答えでした。お答えできないじゃなく だから、 公開しないといけないでしょう。工期、契約 一体、じゃ、それだったら本当はお幾

四百二十九億円に上がっているはずなんです。で まして、ほかと同様の割合で費用が増加したら、 じゃ、公開してくれないので、粗い試算を行い これは質疑でもありましたけれども海の上で

ならない。 れよりも低いんですか。公開して説明しなければ いんですか。もっと高いんじゃないんですか。そ の工事もありますので、ほかより上がるんじゃな

は、とんでもない実態は内閣委でも取り上げてき るべきではないんですね。このカジノについて これでは工事ができないと批判が高まっておりま 株式会社がペーパーカンパニー、実体なき会社、 違反、そして、元々カジノ事業者である大阪IR カジノですので、ますます大阪市民や国が負担す ましたけれども、十一月に入って更に、法、条例 ましてや、夢洲への万博の本当の狙いはIR、

ŧ 阪IR株式会社が来ないといけないんですけれど このアセスの住民説明会では、条例に基づいて大 説明会をこの間行っているんですよね。しかし、 退できるという。それを受けて、既に大阪府市は 契約を結んで、三年の解除権を与えていつでも撤 を進めようと、アセスメント、環境アセスの住民 七百八十八億円もの公金を投入して土壌対策工事 そもそも、大阪府市がカジノ事業者と不平等な 大阪IR株式会社自体、社員が二名しかいなく 来ずに、委託のコンサルにやらせている。

パネルの四です。

の人と、高橋豊典というオリックスの人の二名だ というのは危険極まりがないんですよ。 れども、それをこのペーパーカンパニーにやらす む多額の支出をする契約が、秘密契約なんですけ ても会社はないんですね。このような、工事を含 けなんです。電話もない、登記された場所に行っ

て、代表のエドワード・バウワーズというMGM

なカジノは中止すべきだと改めて申し上げます。 連絡先さえ明かさないのはあり得ない。このよう これは追って追及していきますが、住民に対して 国交省は、連絡先とか情報提供が可能なのか 最後に、新藤大臣に経済対策についてお伺いし

金は関係がないということが厚労省の資料からも 明らかなんですけれども、 先ほどの、労働生産性の向上、労働生産性と賃 新藤大臣、 まだ生産性

> 摘されているように、物価の上昇を上回る賃金上 ○新藤国務大臣<br />
> まず大事なことは、委員が御指 の向上が賃上げに必要だとおっしゃいますか 形態をつくらなければいけない。様々な要素があ 昇、構造的かつ持続的にそれが可能となるような

含めて。こういった政策を打ちながら、春闘で それが将来の所得の予見性を高めること、減税も 性の前に、可処分所得を向上することだ。そし がら、可処分所得を上げることによって、そして て、コスト型の、物価高に対しての対策を打ちな もって今みんなが必死に努力をしようとしていま 第一に私たちがやっていることは、まず、生産

的な対策を打っていきたい。 めている、このニーズにどう応えていくか、総合 様々な意見を持つ人がそれぞれの生活の充実を求 少、少子高齢化、こういう世の中で、そして、 その中で、新しい経済をつくるために、人口減 一つの原因ではありません。しかし、大本に、

けです。 賃金の上昇、構造的な賃上げの実現、これが非常 に重要だということを私たちは申し上げているわ

せん。 ような経済政策、 〇大石委員 生産性の向上が賃上げの条件になる それを唱えている内閣は要りま

終わります

ることとし、本日は、これにて散会いたします。 〇星野委員長 次回は、 午後二時三十四分散会 公報をもってお知らせす